新潟青陵大学短期大学部 2020年(令和2年)度 自己点検·評価報告書

2021年7月

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

「テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

新潟青陵大学短期大学部(以下本学)は、帝国婦人協会新潟支会により明治 33 (1900)年に設立された裁縫伝習所(新潟女子工藝学校)を基礎とする学校法人新潟青陵学園により、昭和 40 (1965)年に開設された。本学の建学の精神は、帝国婦人協会創設者である下田歌子女史の「実学教育」の教育理念を教育の基盤とし、地域の人材育成のニーズに応えるべく、「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」である。具体的には、「良識ある社会人としての教養と、専門的、職業的な知識と技術を修めさせ、豊かな人間性と創造的な研究心を養い、地域、世界の平和と文化の向上に貢献することのできる人材を育成する」ことである。この建学の精神に基づく教育目的は、教育基本法及び私立学校法の精神にも基づき、本学学則第1条に明示している。

この建学の精神と理念は、学園ホームページ、学生便覧等に掲載し、学生への周知及び高等学校訪問時に説明をするなど、広く学内外に発信している。

学生へは、新入生オリエンテーションにおいて、本学の建学の精神、教育理念、教育方針、教育目標の説明を行い周知に努めるとともに、学生が履修計画を立てるときに、取得希望の資格に必要な科目の確認、また学生自身の卒業までの各自の学習成果の目標に沿った科目の履修ができるよう支援している。また、本学はビジネスをベースとした人間総合コース、介護福祉コース及び幼児教育学科で構成されていることから、それぞれのステークホルダーである、新潟県中小企業団体中央会代表、新潟県中小企業家同友会代表、介護福祉施設長、幼稚園長等との意見交換会の機会を平成28(2016)年度から設けているが、事前に大学案内等を送付し、当日は、最初に本学の建学の精神について説明し理解を得るよう努めている。学内教職員は、学生便覧等で建学の精神について熟知している。また、入学式後に実施している保護者への説明会では、建学の精神を含めたスライドと冊子「本学への理解を深めていただくために」をもとに説明をしているが、そこには、教員全員が参加していることから、教員は建学の精神についても確認し、共有する機会となっている。

建学の精神は、教育活動の核心部分であることから、次年度の教育課程編成前に、各学科で確認 し、教授会で最終確認を行っている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等

を実施している。

- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するな ど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

高等教育機関として地域貢献を推進するため、学内に新潟青陵大学との合同の社会連携セン ター(平成31(2019)年4月に地域貢献センターから名称変更)を設置し、継続して地域のニーズ に合った講座等の企画・運営に力を入れてきている。令和2 (2020) 年度も当該センターによる 企画講座として「ふわりとつつむ新潟青陵インクルージョン講座」を実施した。前期に計画して いた2講座は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、後期は前年度に対面で実施し ていた「ヒューマンライブラリー」をオンラインで開催した。県内外から40人の参加があった。

表 I -A-2-①社	上会連携センター 公開	講座等一覧表 (2020 : 短期大学部教員担当講座)
年度	講座名	講座内容
		· T

年度	講座名	講座内容
2020年度		【後期】 ニイガタヒューマンライブラリー@SEIRYO 〜あなたを知って、私を知りたい〜
	SKY プロジェクト公 開講座	中国経済・外交シリーズⅡ

また、地域社会に開かれた大学として、継続的・体系的な生涯学習の提供を目的に、社会人が 関心のある授業を受講できる特別受講制度を設けているが、令和2(2020)年度は新型コロナウ イルス感染症の影響で中止となった。

5大学連携「SKY プロジェクト」は、新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部、新潟国際情報 大学、新潟薬科大学、新潟工業短期大学からなる連携事業であり、令和2 (2020) 年度の共同講 座では、後期に短期大学部で1講座開催し、9人の受講があった。共同講座についても前期は新 型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。なお、新潟SKY プロジェクトでは地域活性化を 目指し、新潟県中小企業家同友会と令和元(2019)年度5月に包括連携協定を締結した。

平成27 (2015) 年3月に包括連携協定を結んだ新潟県東蒲原郡阿賀町との協議を経て、阿賀町を 代表する行事「狐の嫁入り行列」「合唱組曲阿賀野川を歌いつぐ会」について数年来学生の参加機 会を設けてきたが、今年度は新型コロナウイルスの影響により双方申し合わせにより休止としてい る。

また、県内の高等学校へ入試広報課職員が定期的に訪問し、本学に入学した卒業生の動向など を含め丁寧に説明を行っている。高校からの要望もあり、令和元(2019)年度 12 月に新潟県立 新潟中央高等学校との、令和2 (2020) 年度1月に新潟市立高志中等教育学校との高大連携協定 を結び、大学教育に対する理解の深化、高校生の知的探究心を高める支援などを推進している。 今年度に関しては新潟中央高等学校での2学年の探究学習発表会(10月、3月)に大学・短大教 員複数名が講師として参加し、助言を与える機会を持った。

ボランティア活動については、ボランティアセンターが学生のボランティア活動の支援を全学 的に推進し、ボランティアに参加する学生も増えている。特にボランティアセンターでは短大・ 大学のスタッフとしてボランティアコーディネーターを任命し、学生へのボランティアコーディ

ネーション、ボランティア活動の啓発・推進のためのイベントの企画・運営、ボランティア活動に参加する学生への助言と支援、学内ボランティア団体への支援、ボランティアセンター事業の補助等を通じて自ら主体的に動く学生を育成している。新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のようなボランティア活動数を派遣することができなかったが、学生のスキルアップを目的としたオンラインセミナーの実施や、他団体(新潟市中央区社会福祉協議会、国立青少年教育振興機構、日本財団パラリンピックサポートセンター等)とのオンラインでの連携事業(10事業)の実施ができた。また、「学生ボランティアコーディネーターぼらくと」組織が継続的に活動してきた取り組み(児童養護施設との連携事業)が「第1回新潟SDGsアワード」優秀賞を受賞、国立青少年教育振興機構法人ボランティア表彰を10名が受賞、学生サポートセンター表彰などを受賞することができた。加えて、本学での学生の優れた活動に対し、学生表彰制度を設けているが、「学生ボランティアコーディネーターぼらくと」も団体表彰となる成果もあげている。新型コロナウイルス感染症の影響においては、活動自体に制限はあったが、オンラインシステム等を駆使して自主的な活動の展開ができたといえる。

ボランティア活動の活性化については本学全体で推進しており、学内のボランティアセンター主導のものはもちろん、教職員や学生が外部と直接接触して参加している活動もある。たとえば、人間総合学科では英語科目を履修している学生数人が、教員の仲介のもと学外の教育機関や個人の要請に応え、英会話学校の夏祭りやハロウィーンといった行事へのボランティア活動に毎年複数回参加している。加えて、令和元(2019)年度からは人間総合学科の学生14人・教員2人が新潟市観光・国際交流部および市内他大学・専門学校と協働し、新潟市のインバウンド対策のひとつであるクルーズ船寄港に伴う通訳・案内ボランティア活動へ新規に参加した。この通訳・案内ボランティア活動については新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年度は実働機会はなかったが、関係者間による情報共有の会議を開き、再開へ向けての準備活動について協議を行った。

また、近年のスポーツ文化に対する興味・関心の増加に伴い、新潟市内を中心として各種スポーツイベントで補助にあたるスポーツボランティアを体験する教職員・学生も一定数おり、短大全体としてボランティアへの参加意識は高いものとなっている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応 えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

人間総合学科、幼児教育学科とも、建学の精神である「実学教育」の教育理念に基づき、各学 科の教育目的・目標を確立している。

人間総合学科では、「学則」の総則、第3条第2項において、「人生に目的(志)を持ち、それを実現するに十分な表現能力や豊かな感性とライフスタイルに対応して地域社会に貢献できる知識や技術(多様な資格と検定)を身につけた人材を養成することにある」と教育目的を定めている。また、学科の教育目標も、「これまでに短期大学が果たしてきた教養教育の伝統を生かしつつ、職業教育、専門教育にも重点を置き、これからの時代にふさわしい知的応用力のある職業

人養成を行う。またキャリア教育を充実させ、地域に貢献できるケアのこころと就業力を兼ね備 えた人材の育成を目指している。」と学生便覧に記載している。

幼児教育学科においても、「学則」の総則、第3条第3項において、「幼児教育分野における 実践的教育を通して、万物に対する深い愛と広い視野、豊かな感性をもって保育を創造すること ができる専門家を養成することにある」と教育目的を定めている。また、学科の教育目標として、 「子どもの気持ちに寄り添いながら、その健やかな成長と発達を支援し、子どもの最善の利益を 尊重する保育者として、地域の人々や関連する機関と連携して様々な問題を解決することができ る専門的職業人を育成すること」を学生便覧に掲載している。

これらの教育目的・目標を達成するために、両学科は三つのポリシーを定め、学生便覧、学園ホームページ等に掲載し、学内外に広く表明している。また、新入生についてはオリエンテーションの際に、あらためて周知する機会を設けている。

また、人間総合学科では、学科の教育目的・目標に基づく人材養成が変化する地 域・社会の要請に応じているかについて、学外有識者懇談会の意見を参考にして学科会議において次年度の教育課程全体の編成についての協議に反映させている。幼児教育学科においても、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかについての協議とともに、学科会議のシラバス検討会の毎月開催を目標に、幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づく教育目標、内容の確認、アクティブ・ラーニングの取り組み等、教授内容・教授方法が、学生の主体的・能動的な学びになっているかを定期的に点検し、関連する授業担当者との共通認識を図り、教育課程編成に役立てている。さらに、実習園との「実習連絡会議」を毎年1回開催し、令和2 (2020) 年度は、25 園の参加があり、オンラインで実施した。毎年 40~45 園前後の園の参加を得て、学生の主体的な実習となるよう実習園との協働性において連携を図っている。また、毎年開催している「学外有識者との意見交換会」の令和2 (2020) 年度9月の開催では、各学科の3つのポリシーに基づく教育課程編成に関する意見交換、並びに、様々な職場で求められている人材の資質等につき意見交換を行い、次年度の教育課程編成に役立てた。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

短期大学としての学習成果は、本学の建学の精神である「実学教育」に基づき、ディプロマ・ポリシーとして定め、両学科における資格取得に反映させている。

すなわち、人間総合学科では、学科の教育目標としての「様々なライフスタイルに対応し、かつ多様な分野で活躍できる人材の養成」に基づきディプロマ・ポリシーを定め、人間総合コースにおける各種資格取得並びに介護福祉コースにおける介護福祉士資格取得を可能としている。幼児教育学科においても、学科の教育目標である「子どもの気持ちに寄り添いながら、その健やかな成長と発達を支援し、子どもの最善の利益を尊重する保育者として、地域の人々や関連する機関と連携して様々な問題を解決することができる専門的職業人を育成すること」に基づきディプロマ・ポリシーを定め、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格取得を可能としている。

これらの学習成果については、各種資格取得と就職内定状況に反映すると捉え、随時これらの 状況を把握し、学科会議、教授会で報告するとともに、年度末の結果を整理し、学園ホームペー ジ、Campus Guideに記載し、学内外に報告書として表明している。 また、学習成果の学内外への表明について、毎年実施している主なものは以下の通りであり、 学生たちは学外地域において発表することにより、日頃の良き学びの機会となっているが、今年 度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施見送りとなった。

- (1) 県内大学と連携した文部科学省2015年度地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(C0 C+) 『「ひと・まち・しごと」創生を循環させる NIIGATA 人材の育成と定着』については、大学間連携事業の成果として平成29(2017)年度から短期大学部生に対し認定している「にいがたマインド学生マイスター」認定教育プログラムに引き続き取り組み、令和2(2020)年度までに学生マイスターとして36人を認定した。
- (2) 幼児教育学科では「卒業研究発表会」を毎年実施しており、毎年2月に開催される全国保育士養成協議会関東ブロック学生発表会においても発表する機会を設けている。令和2 (2020) 年度については、変則的なオンライン開催であったが、参加を見送った。なお、平成29 (2017) 年度2チーム、平成30 (2018) 年度2チーム、令和元 (2019) 年度は1チームが発表を行っている。
- (3) 例年実施している人間総合学科人間総合コース2年次学生の「アパレルデザイン実習」 の成果発表としてのファッションショーについては、新型コロナウイルス感染症の影響 で実施を見合わせた。
- (4) 人間総合学科介護福祉コース2年次学生の介護過程展開事例報告会(介護福祉コース) を公開で学内において令和2(2020)年度2月に実施した。
- (5) 「音楽」(幼児教育学科:一般教養科目、人間総合学科:ベーシック科目)の受講者による「100人コーラス」を、令和2(2020)年度は、7月に新潟日報・メディアシップのエントランスホールにおいて実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせた。
- (6)体育・身体表現では、幼児教育学科の1年生が「第39回体操発表会(鳥屋野総合体育館)」に出場予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により体操発表会が実施見送りとなった。

令和2(2020)年度は、課題解決型「地域ミッションインターンシップ」がコロナウイルスの影響で実施見送りとなったため、参加学生の地域の産業・企業についての理解度を捕捉することができなかった。新型コロナウイルス感染症の影響の状況をみて次年度は当該インターンシップを実施し、当該理解度の調査も併せて実施する。

学習成果の定期的な点検については、「学校教育法、短期大学規程」に照らし、次年度教育課程編成に当たって、学習成果について教育の質向上・充実、及び進路・支援する資格との関連性なども踏まえ点検している。また、学生による「授業アンケート」を全科目で実施し、全教職員を対象とした「授業公開」及び「授業見学」を行い、PDCAサイクルに則り、次年度の授業計画に反映させ、定期的に授業改善を行っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
 - (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
 - (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
 - (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

各学科の教育目的・方針・目標に則り、人間総合学科・人間総合コース、同学科・介護福祉コース、幼児教育学科において、三つの方針を関連付け、平成29 (2017) 年に一体的に定め、学生便覧に記載している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)については、各学科・コースの目的および人材養成に求められている学士力との関連から検討し、その達成のための教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を策定した。そして、本学が目標としている人材養成と高等学校における「学力の3要素」も念頭に置き、入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を、各学科で協議し、教授会で決定した。その後、毎年、各学科会議で見直しの検討を行い、教授会で確認を行っている。平成30 (2018) 年度は、幼児教育学科において、カリキュラム・ポリシーを、内容記述が一部重複していたため、9項目から8項目へと集約した。

カリキュラム・ポリシーに則り授業科目を開設しており、各授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーとの関連からの4つの学士力「知識・理解、技能・表現、態度・姿勢、汎用的能力」ごとに学生の学習目標を定めている。その学習目標を踏まえ、成績評価の基準を定めることとし、シラバス作成ガイドラインに明示している。 次年度のシラバスが入力されたのち、全科目について、成績評価と学修成果との関連も含めて、教務委員会を中心に第三者によるシラバスチェックを行っている。

以上のように作成された教育課程、シラバスに沿って授業を進め、各学科・コースにおいて各種資格取得を可能とし、その取得状況を毎年「YEARBOOK」に掲載し、公表している。令和2(2020)年度卒業生の実績は、幼児教育学科では、ほとんどの学生が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得し(幼稚園教諭2種免許状126名・保育士資格127名)、人間総合学科ではビジネス実務士取得者166人を初め、26種の諸資格を取得した。また、介護福祉コースでは、介護福祉士国家試験の合格率が徐々に上がり、令和2(2020)年度は86.7%となり、全国の養成校合格率平均の72.9%を大きく上回った。以上の毎年の資格取得状況を各学科で確認し、次年度の教育活動の参考としている。

これらの三つの方針は、学園ホームページ、学生募集要項のほか、入学式後の保護者説明会、学外有識者との意見交換会等において学内外に表明している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価活動については、「新潟青陵大学短期大学部自己点検・評価に関する規程」に 則り組織を整備し、活動の充実に努めている。

自己点検・評価委員会では、中期計画(2018年度~2022年度)の進捗状況を定期的に確認し、遅れている計画や新たな課題を協議している。また、毎年4月末までに点検項目についての前年度の自己点検を行い、それをもとに前年度の自己点検・評価報告書を作成することとし、平成27(2015)年度自己点検・評価報告書から毎年、教授会に報告するとともに、ホームページで公表している。

以上のように、中期計画の進捗状況の確認および前年度自己点検・評価報告書作成は、自己点 検・評価委員会が実施しているが、自己点検を行う事項ごとに関係する委員会(教務委員会、学 生委員会など)における協議内容や進捗状況の確認に際し、各委員会の教職員の協力を得ている。

教育の質保証を図る査定にも係る新潟青陵大学短期大学部アセスメント・ポリシーを平成30(2018)年に制定し、機関レベル(短期大学部)、教育課程レベル(学科、コース)、科目レベルの3段階で学修成果等を検証することとしている。実習助手を除く全専任教員は、平成30(2018)年から実施したティーチング・ポートフォリオの作成により、科目レベルを中心とした自己点検・評価活動を行い、それを新潟青陵大学短期大学部・教員評価の基本方針の「教育活動」の自己評価に反映することとしている。

なお、ティーチング・ポートフォリオの構成は以下の通りで、いつでも更新できることとしている。

表紙(氏名、作成日、更新日)、1)教育の責任、2)教育の理念、3)教育の目的・方法、4)教育の成果と改善、5)今後の目標、6)添付資料

また、FD委員会では、教育の質保証を図るため、短期大学生調査(短期大学基準協会)及び学習成果の達成度自己評価(本学策定)調査を行い、その結果を集計・分析している。集計・分析には、学務を中心とした職員の参画を得て実施しおり、結果の学生へのフィードバックと学生指導は各アドバイザー教員が行い、その結果を学生カルテに記載することとしている。

本学では、学長が理事長であることから、理事長のリーダーシップのもと、このように各委員会を中心に教職員全員で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能していると捉えている。

自己点検・評価活動の一環として、同じ学園の新潟青陵高等学校の各学年担当の教員との意見交換会と、両学科の卒業後の進路と関係する外部有識者を招いての意見交換会を実施している。 新潟青陵高等学校とは平成30(2018)年度より実施し、本学に進学した卒業生の動向や本学の教育内容などについて意見を聴取した。また、外部有識者との意見交換会は、平成28(2016)年から実施し、授業改善等に反映させている。

以上の自己点検・評価活動のほか、平成28 (2016) 年度に連携協定を締結した中部学院大学短期大学部とは、定期的に情報交換・協議を進めてきている。この過程で、本学では幼児教育学科で「基礎ゼミ」の新規開講、及び両学科における基礎ゼミにおける基礎的学習内容の統一など、初年次教育の改善を行うことができた。平成30 (2018) 年度には、両大学の自己点検・評価報告書についての意見交換をもとに相互評価報告書としてまとめ、一般財団法人短期大学基準協会に提出した。

[区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵 守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定の手法として、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに基づき、機関レベル(短期大学部)、教育課程レベル(学科、コース)、科目レベルの3段階で学修成果等を検証するため、平成30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを策定した。この中の科目レベルでの検証の一つである成績評価については、学習成果をディプロマ・ポリシーとの関連から評価できるよう成績評価基準を示したシラバスによって実施している。

学習成果の可視化を査定する手法のひとつとして、学生がディプロマ・ポリシーとの関連から

学習成果達成度を自己評価する学習成果指標ルーブリックを学科別に作成し、平成30 (2018) 年度から実施している。下図は人間総合学科の例である。それぞれの学生の学習成果自己評価と学科平均の結果を示したグラフを、アドバイザー教員から学生個々に渡し、以降の学びの改善に役立つよう指導を行っている。

学生に返却するアンケート調査 (サンプル)

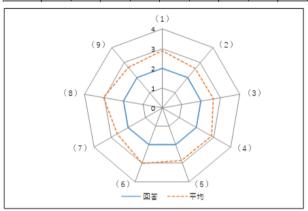
ルーブリック学生アンケート調査

対象者 人間総合学科1年 学籍番号L180

氏名

実施日 2019年2月14日

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
回答	2	2	2	2	2	2	2	2	2
平均	2.9	2.6	2.6	2.9	2.9	3.0	2.6	3.0	2.7
-									



設問一輩

- (1)社会人としてのマナー、社会常識
- (2)地域に根差した人としての一般教養
- (3)職業人として社会で求められる資質と倫理観を有する「就業力」
- (4)選択した履修コースの専門分野における知識、技能、素養
- (5) 取得希望の資格に係る基礎的な知識と技能
- (6) 多様な分野での向上心
- (7)多様な分野での知的応用力
- (8) 多様な分野での協調性
- (9)生活者、消費者の視点から物事を論理的に考え、適切な判断を行うこと

図 I -C-2-(1) 学習成果指標ルーブリック

また、学習成果を焦点とする査定の手法の一つとして、一般財団法人短期大学基準協会が実施している短期大学生調査に平成28(2016)年より参加し活用している。調査内容は学修行動から大学生活満足度まで多岐にわたるが、全国平均との比較を行うことにより、内部質保証を検証するひとつの手段となっている。令和2(2020)年度の調査では、本学での「学び」に対する総合評価として89%の学生が「十分・少し学べている」という肯定的な評価をしており、全国平均値(68%)との差が顕著である。また、同調査については、同時に毎年学生の全員がほぼ参加し、IDによって照合できることから、学年が上がるにつれての経年変化を比較することが可能となっている。さらに、幼児教育学科においては、標準化された学修成果の測定のひとつとして「保育者効力感」を学期ごとに実施しており、実習や授業の経験を経た学生の変化を理解する一助としている。

こうした査定の方法に関しては、運営会議、自己点検・評価委員会、FD 委員会において審議 し定期的に検討を行っている。

上述の学習成果指標ルーブリックの結果は個々の学生への指導に、短期大学生調査結果は FD 委員会で分析し、各学科、教授会で報告し、授業改善、学生指導に役立てており、また、幼児教育学科で実施している保育者効力感調査結果も幼児教育学科で共有し、学生指導に当たるなど、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

なお、FD 委員会を中心とした教育の向上・充実を図るために、「授業アンケート」「授業公開・見学」といった活動も取り入れている。授業アンケートについては、全科目を対象とした学期末のアンケートのほか、常勤教員が学期ごとに選んだ任意の科目について学期途中で実施する中間アンケートを実施している。この中間アンケートは、FD委員会が教員の授業進行に係る項目を厳選の上で作成し、担当教員が15週間の授業の中間時期で学生に実施しているものである。特に令和2 (2020) 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、項目構成を微修正し、

必要に応じたデータ収集をおこなった。アンケートで指摘された要改善点等に適宜対応することを目的としており、指摘された事項について学生へのフィードバックを早めに与えることが可能となり、教員・学生ともによりよい授業を作り上げる一助となっている。「授業公開・見学」については、常勤全教職員を対象として、各教員が選んだ任意の1~2科目を公開し、それを教員に加えて職員が見学可能としており、全教員が必ず1つの授業を見学し、自身の授業に参考にするのはもちろん、授業を公開した教員へのフィードバックを記録することを実践している。こうした「授業アンケート」「授業公開・見学」の結果は各授業担当者に伝達され、教員毎に PDCAサイクルやティーチング・ポートフォリオへ反映させることとしている。

さらに、科目レベルでの PDCA サイクルの活用については、平成24 (2012) 年よりPDCA サイクルシートを作成し、学期ごとの授業評価結果に基づいてそれぞれの授業担当者が授業運営における課題を挙げ、具体的な改善策を明示し記入することとしている。

これらの教育活動の一層の充実に向けて、学生 FD を平成30 (2018) 年度から実施している。 令和元 (2019) 年度は、「基礎ゼミ」の改善を目的に学生参画FDを行い、その結果を整理し、FD 研修会を実施し、令和2 (2020) 年度「基礎ゼミ」の内容改善を図った。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学生FDもいったん中止となっている。

カリキュラムや学科の体制等に関しては学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。平成30 (2018) 年度は、幼児教育学科においては教員免許授与機関として再課程認定の審査を受け、認定を受けた。また新しい保育士養成校の施設基準の変更に対応してカリキュラムなどを変更し、新潟県より保育士養成課程の認定を受けた。本年度はさらに幼稚園免許にかかわる専門的事項についての移行措置に対応するために、カリキュラムの変更・教員配置等準備を進めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

教育改革推進に向けた中部学院大学短期大学部との包括的連携協定と相互評価 平成25 (2013) 年度機関別評価結果を受け、教育改革を進めていた平成28 (2016) 年度1月に、岐阜県にある中部学院大学短期大学部より相互評価の相手校として打診が あった。本学としても学科編成や大学の規模等が類似していること、そして何よりも相互評価に向けた意見交換で教育改革がより具体的に推進されると判断し、意見交換 を重ね、平成28 (2016) 年9月に大学間連携の包括的協定を締結した。協定初年度は、相互訪問やテレビ会議を活用して初年次教育や入学前教育等について情報交換し、平成29 (2017) 年度に相互評価を実施した。

これらの活動を通して平成29 (2017) 年度から、幼児教育学科では「基礎ゼミ」を新規開講するとともに、前期において短大全体として、これまで実施してきた図書館ガイダンスのほか、短大での学習に慣れるためのスタディスキル(ノートの取り方、レポート作成法、ディスカッション能力)とスチューデントスキル(短大生としてのマナー)の習得・定着について、教員による指導内容の統一性を高めるよう、共通のプリントを活用し、成果を上げている。この基礎ゼミの成果と課題について2年次学生各ゼミ代表による「学生参画 FD 研修会」を令和元(2019)年度7月に実施した。そこでの課題を整理し、「学生 FD からの意見をどのようにフィードバックするか」をテーマに、教員による FD 研修会を令和元(2019)年度9月に実施し、初年次教育の更なる充実に取り組んでいる。

相互評価活動後も、学長レベルではコース設置や教学体制全般の意見交換がなされ、担当する 教員間では共同研究やボランティアセンター運用に関する情報交換を行うなど、教育の質的転換 に向けた幅広い情報交換を継続的に行っている。令和2 (2019) 年度1月には共同研究窓口担当 者を決めた上で進めていくことが決定した。令和2 (2020) 年度9月23日には両大学とも学科 長、連携事業担当教員が出席し、Zoomを使用しての情報交換を行った。

また、職員レベルでは合同 SD を令和元 (2019) 年度に続き、令和 2 (2020) 年度にZoom等web 会議システムを利用して実施した。「教務系」「学生系」「地域連携」「図書・研究支援」「IC T」の 5 グループで担当者同士情報交換を行った。SD実施後も情報交換を行った例もあり、両大学

の活性化につながるものと考えている。

以上の取り組みは、内部質保証に関連する特筆すべき内容と考える。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準 II-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価 の基準、資格取得の要件を明確に示している。
 - (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
 - (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
 - (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準 II-A-1 の現状>

学科の卒業認定・学位授与の方針については、各学科・コースごとに定めている。この各学科・コースの卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。各学科の卒業要件は学則第12条に、成績評価基準は学則第13条に、各学科・コースの資格取得については学則第17条に規定している。

<ディプロマ・ポリシー>

人間総合学科人間総合コース

- ①地域に根差した社会人として活躍するためのマナー及び一般教養、社会常識を身に つけている。
- ②職業人として社会で求められる資質と倫理観を有する「就業力」を備えている。
- ③選択した履修分野の専門分野における知識、技能、素養を備えている。
- ④取得希望の資格に係る基礎的な知識と技能を身につけている。
- ⑤多様な分野での活躍が可能な向上心、知的応用力、協調性がある。
- ⑥生活者、消費者の視点から物事を論理的に考え、適切な判断ができる。

人間総合学科介護福祉コース

- ①総合的な学力と豊かな人間性を養い、介護福祉士としての知識と技能を兼ねそなえ たスペシャリストと して働ける力を身につけている。
- ②福祉現場で必要とされる円滑なコミュニケーション能力と倫理的態度を身につけ、 現場では多職種協働 によるチームアプローチが必要であることが理解できる。
- ③卒業まで学習に励むことによって、問題解決能力を養い、どのような事態に遭遇しても的確な対応ができる能力を身につけている。
- ④社会人として、また介護福祉士として、自分自身が果たすべき役割や使命を考え実

行できる能力を身に つけている。

幼児教育学科

- ①保育者としての知識と技能、問題解決能力を身につけている。
- ②保育現場で必要とされている多様な表現方法を習得している。
- ③社会から要請される保育について、主体的かつ創造的に実践することができる。
- ④保育現場に臨む際の人権尊重の精神と礼節を身につけている。

卒業認定・学位授与の方針と関連させ、本学での学生の学修目標を「知識・理解、技能・表現、 態度・姿勢、汎用的能力」とし、各授業科目のシラバスに具体的に記載することとしている。

なお、各学科・コースの卒業認定・学位授与の方針及び学則は、学生便覧・ホームページ等で 公表している。

卒業認定・学位授与の方針については、短期大学設置基準はもとより、各学科・コースの教育目標を視野に定めており、人間総合学科・人間総合コースでは、地域社会のニーズを把握しながら取得できる資格を検討し、介護福祉コースでは、介護福祉士国家試験への対応を行うなど、社会的に適用性がある方針となっている。幼児教育学科においても、幼稚園教諭免許では教職課程認定の基準やコアカリキュラム、保育士資格では厚生労働省などの養成施設指定規則等に従い、卒業と同時に両免許・資格が取得可能なように作成・検討しており、実際にこれらの免許・資格を活かした進路に多くの学生が進んでいる。

卒業認定・学位授与の方針の定期的点検については、教育課程編成方針にのっとり、12月まで に各学科で検討し、その結果をもとに、次年度教育課程編成を行うこととしている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
 - (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を 定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業 (添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接 授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
 - (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
 - (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)については、卒業認定・学位授与の方針に対応させて定めており、同時に短期大学設置基準に合致するよう体系的に編成している。具体的には、学則第9条、学則施行細則、学生便覧などにその内容を明示している。

<カリキュラム・ポリシー>

人間総合学科人間総合コース

- ①初年次教育において、専門分野を学ぶための基礎的な学習方法を身につける。
- ②地域や企業理解を深め、社会人となるための教養やマナーを身につける。
- ③あらゆるビジネスのベースとなる知識と技能を修得し、基本的な仕事力を養成する。
- ④ビジネスシーンに必要なマナー、文書作成能力、コミュニケーション力を身につける。
- ⑤専門科目を履修コースごとに体系的に履修できるよう構成し、基礎的科目から専門的な科目、実 践的な科目へと展開するとともに、能動的学修の充実を図る。
- ⑥ビジネス系の資格を広く取得できるよう、並びに各履修コースの特色ある資格取得を可能とする。
- ⑦社会生活を豊かなものとするための文化、芸術など幅広い教養を身につける。
- ⑧進学(四年制大学への3年次編入)希望者には、体系的かつ実践的な履修を展開する。

人間総合学科介護福祉コース

- ①初年次教育において、専門分野を学ぶための基礎的な学習方法を身につける。
- ②介護福祉士養成課程における、「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」等の分野ごとの介護の専門的知識・技術を学ぶ。
- ③介護の各専門分野において、基礎的な内容から、より専門的な科目、実践的な科目へと展開する とともに、能動的学修の充実を図り、地域における生活支援の実践力を身につける。
- ④介護の基礎となる教養を身につけ、専門職としての倫理的態度を涵養する。
- ⑤その人のおかれている環境の中で理解できる能力を身につけ、相手の立場に立って関わることの できる心豊かな人間を育成する。
- ⑥福祉マインドと問題解決能力をもったチームマネジメント能力を身につけ、介護職のリーダーを 目指す人材を育成する。

幼児教育学科

- ①初年次教育において、専門分野を学ぶための基礎的な学習方法を身につける。
- ②教育学、社会福祉学、心理学、保育における5領域に関する講義、演習群を通して、保育者の基礎的な知識・技能を養う。
- ③保育に関わる理論とともに、実技・実習を重視し、保育者としての実践力を養う。
- ④保育の各専門分野において、基礎的な内容から、より専門的な科目、実践的な科目へと展開する とともに、能動的学修の充実を図る。
- ⑤実習指導の活動を核に、実習に関するサポートをきめ細かく行い、理論と実践の有機的な統合が

できるよう配慮する。

- ⑥領域「表現」において、3分野(音楽・造形・身体) それぞれの表現指導法を設置し、充実を図る。
- ⑦共感する心とそれを表現する力を養い、保育者としての豊かな感性と創造性を育む。
- ⑧様々な保育の現場に対応するために、人権尊重の保育と基本的な礼節を重視し、演習や実習指導 に取り組む。

各学科・コースの教育課程は、それぞれの学習成果に対応した授業科目群で編成し、卒業まで に各種資格取得を可能にし、かつ無理のないように履修できるよう単位の実質化を図るとともに、 CAP制を導入し、各学期で取得できる単位数の上限を定めている。具体的には学則第17条、履修 規程、学生便覧中の教育課程表、履修の手引き、資格取得カリキュラム案内などに掲載している。

成績評価については、学修成果の獲得を短期大学設置基準等に適合し、公平公正なものになるよう努めている。そのために各授業担当者は担当科目ごとにディプロマ・ポリシーと結びつけた成績評価内容を設定し、シラバスを通してその内容を学生に明示している。また、各授業担当者及びアドバイザー教員は、在学生、教職員専用のポータルサイト「N-COMPASS」(以下、N-COMPASS)を用いて、学生の学習への取組み状況の指標となる単位取得状況や出欠の状況などを記録し、把握している。そのうえで最終的な成績・卒業判定は教務委員会で検討し、教授会で報告し、承認することとなっている。さらに、平成29(2017)年度より、シラバス記載については単位の実質化に合わせて順次整備してきており、各授業科目のシラバスには学習成果、授業内容、準備学習の内容と時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書などの情報を記載することとし、学生にも適切な評価基準が適用されていることを周知する一助となっている。

本学での教育課程を担当する教員の資格保証については、文部科学省の短期大学設置基準の教員資格のもとに教員選考基準を設けており、教員の採用・昇任を厳正に行い、各学科の教員配置を適切に行っている。なお、実務経験のある教員については、その旨をシラバスに記載することとしている。

教育課程の見直しについても定期的に両学科会議で検討し、変更がある場合には、最終的に教授会で承認することとなっている。特に幼児教育学科については、幼稚園教育要領及び保育所保育士指針の改定に伴う教育課程の大幅な見直しの検討を平成29 (2017) 年度から行い、平成31 (2019) 年2月に教職再課程認定の認定通知を受理した。令和2 (2020) 年度はさらに教職課程における専門的事項についての移行措置終了に対応するため、カリキュラム変更・教員配置の確認など準備を進めている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成しており、人間総合学科においては「ベーシックフィールド」、幼児教育学科においては「一般教育科目」として、専門科目以外に自分の興味関心にしたがって教養科目の内容を選択できることや、学位授与の条

件に含めるなど実施体制も確立している。

また、平成29 (2017) 年度から2年生全員を対象に「和室でのマナー講座」を特別研究、保育実践演習のゼミごとに行っている。この年に1号館が完成し、そこに茶室を兼ねた和室を設けたこと、そして和室のない住宅が増加し、座っての挨拶の仕方などを経験する機会が少ない学生の卒業後のことを考え、本学の目指す社会人力のひとつと捉え実施している。令和2 (2020) 年度についてはこれまで継続してきていた「和室でのマナー講座」が新型コロナウイルス感染症の影響により、中止せざるを得ない状況になっている。

教養教育では、高大接続の理念を踏まえ、大学での学びへの導入教育となる「基礎ゼミ」を必修科目としたうえで、各学科の教育目標を達成するべく、教養教育と専門科目を次のように関連させている。人間総合学科・人間総合コースでは、ビジネスをベースの各履修分野の専門科目を位置付けていることから、ベーシックフィールドの一つにキャリアユニットをおき、「キャリアデザイン入門(1単位)」「キャリアサポート(1単位)」および情報処理ユニット内の「情報処理演習 I (1単位)」を必修科目とし、その他人文科学、社会科学、自然科学の科目から学生の興味・関心に沿った選択科目を履修することにより、ベーシックフィールド全体から15 単位を卒業要件としている。

人間総合学科・介護福祉コースでは、「人間の尊厳と自立(2単位)」「人間関係とコミュニケーション(2単位)」を必修科目としたうえで、コースの目的に合わせて選択科目を指定し、合計 15 単位を卒業要件としている。

幼児教育学科では、専門科目の基礎となる一般教育科目として、人文科学、社会科学、自然科学の各分野から1科目2単位以上を選択し、人文科学、社会科学、自然科学、総合、外国語科目、保健体育科目の中から合計7科目以上を履修し、合計14単位を卒業要件としている。このように、教養教育について偏りなく幅広い分野での履修を推奨し、各専門教育へ繋がるように教育課程を編成し、指導にあたっている。さらに、こうした教育課程については、各授業科目の講義番号には以下の表のように、専門分野・水準が分かるように標記し、学生便覧中のカリキュラムマップ等で示し、周知を図っている。

5. 講義番号の読み方について

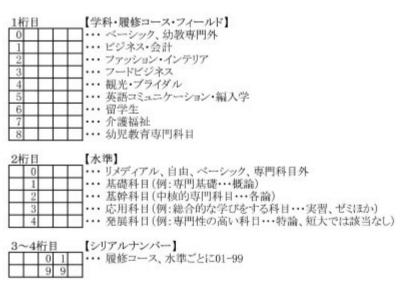


図 II -A-3-① 授業科目のナンバリング

教員が担当している授業に関しては、学生からの授業評価結果を受けた改善計画を策定することとし、継続的に PDCA サイクルをまわして、教養教育においてもその効果の測定・評価・改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
 - (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制については、 幼稚園教諭、保育士を養成する幼児教育学科と介護福祉士を養成する人間総合学科・介護福祉 コースはもとより、人間総合学科・人間総合コースにおいても、教養科目群にあたる「ベーシッ クフィールド」内に「キャリアデザイン入門」から「キャリアサポート」といった職業教育に係 る科目から、「インターンシップ」をはじめとする体験科目を纏めた「キャリアユニット」を配 して、専門教育との円滑な接続を図る教育課程の編成を行っている。また、「地域生活とマナー」 において、地域で社会生活を営む上で必要となる多様な分野におけるマナーの基本についての教 育も行っている。このことは学生便覧中の両学科の教育課程表並びにカリキュラムマップにおい て明示している。

また、公務員志望者のために課外で対策講座を準備し、対応している。人間総合学科では、従前実施してきた対策講座を拡充させ、令和元 (2019) 年度にはキャリア支援の専門職員を講師として「筆活 (筆記試験対策活動)」と銘打った公務員対策講座を毎週1~2回のペースで実施し、学科1年生のみならず新潟青陵大学3年生の指導にもあたっている。例年卒業後公務員となる卒業生は若干名ではあるが、今後この取り組みが奏功することが期待される。残念ながら令和2 (2020) 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、こうした指導を見合わせることとなった。一方、幼児教育学科では、公立の幼稚園・保育園を希望する学生が4割前後いることから、公務員対策講座を複数開設し、選択できるように配慮している。

職業教育の効果の測定については、資格取得状況と卒業後の進路から評価し、改善に取り組んでいる。また、両学科共に年度末に実施する「進路支援に関するアンケート調査」において、各種職業に係る科目についての学生の評価を得ることができている。有意義だった授業科目と、さらに充実してほしい授業科目も聞いているが、人間総合学科では「情報処理(PC 関連)」、幼児教育学科では「保育に係る専門科目と実習」が、どちらの割合も高かった。これらの結果を受けて、各学科で、各関連科目の内容を検討し、改善に取組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学の入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)については、両学科とも教育方針・教育目標・学習成果を反映したものを設定し、さらに入学前の学習成果の把握・評価を明示したうえで、短期大学部ホームページほかで公表している。

<アドミッション・ポリシー>

人間総合学科人間総合コース

- ①明確な目的意識をもち、本コースにおける学修のための基礎学力を有する人
- ②ビジネス、会計実務、ファッション、インテリア、フード、観光、ブライダル、英語などのい

ずれかの分野に興味関心をもち、積極的に学ぼうとする人

- ③協調性を重んじ、人と人とのコミュニケーションを大切にする人
- ④地域社会に貢献できる知識・技能を身につけたいという意思をもつ人

人間総合学科介護福祉コース

- ①社会福祉や介護福祉の課題に関心をもち、専門的な知識や技術の習得に努力を惜しまない人
- ②高齢者や障がいをもつ人の気持ちを理解し、生命の尊さや人間の尊厳を大切にする人
- ③豊かな感性をもち、積極的に高齢者や障がいをもつ人との交流を大切にし、そこで責任ある行動がとれる人
- ④介護福祉分野において幅広い職業人としての研鑽を積み、福祉マインドと問題解決能力をもって地域社会への貢献を目指す人
- ⑤本コースにおける学修のための基礎的知識をもっている人

幼児教育学科

- ①保育をめざす高い志と、本学での就学に必要な基礎学力及び、基礎技能をもつ人
- ②積極的に学ぶ意欲と臨機応変に課題を処理する柔軟性をもつ人
- ③明朗活発で協調性があり、対人関係を円滑に築くことができる人

文部科学省の入試改革に伴う制度変更により、令和3 (2021) 年度入試より従来の入学者選抜の方法「推薦、一般、A0 選抜等」を「総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜等」に変更し、入学者受入れの方針に対応させたうえで、学生募集要項に明示している。令和2 (2020) 年度には、それぞれの選考基準をより明示的に設定して、公正かつ適正に実施している。具体的には、総合型選抜では面談・面接(両学科)とプレゼンテーション(人間総合学科)・グループディスカッション(幼児教育学科)を通して本学での学習意欲・就学意識の高い入学者を選抜している。同様に学校推薦型入試では、県内外の高等学校から本学の受け入れ方針に沿った受験生を推薦してもらうために指定校推薦制度を導入したうえで、今年度から全受験生に小論文試験と面接試験を課し、高校時代に学業・諸活動に十分な成果を収めたうえで、一定の学力水準を伴った入学者の選抜に努めている。一般選抜入試では、大学入学共通テスト(「国語」「英語」)の結果を利用することとし、特に介護福祉コースと幼児教育学科志望者については、加えて面接試験を課し、学力基準を見据えたうえで学科・コース内容に見合った資質を面接で選抜できるように努めている。なお、いずれの入試区分においても説明責任を果たすため各評価基準の数値化・明確化を図っている。

授業料、その他入学に必要な経費や奨学金の利用といった情報については、学生募集要項に明示しているほか、オープンキャンパスや入試説明会等で教職員が参加者からの質問に応対している。

アドミッション・オフィスが担う入学者受入れに係る業務については、入試広報課を設け対応している。入試広報課では、受験の問い合わせなどに随時対応するほか、学内外の各種入試説明会・オープンキャンパスに携わり、加えて、高校訪問のほか、高等学校教員を対象とした説明会、外部有識者との意見交換会等において関係者からの意見聴取を実施している。特に毎年6月下旬には新潟青陵大学と合同で県内高等学校の進路指導担当教員を本学に招いての学生募集説明会を主催し、説明会でのアンケートや個別相談を通して、高等学校教員から個別に意見を収集、質疑に対応している。さらに、令和元(2019)年度には市内の県立高校・市立高校1校ずつと連携協定を締結することができた。定期的な意見交換等の交流を令和2(2020)年度に本格的に開始した。

「区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準 II -A-6 の現状>

各学科の学習成果については、学生便覧、履修の手引きに具体的な履修手続き・卒業時の条件などとともに記載してあり、さらにカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーによって明確にしている。また、シラバスにおいて各授業科目の学習(行動)目標を記載し、その内容との関連で成績評価の方法を「試験、小テスト、レポート、学習態度、その他」により示し、量的・質的に測定可能である。

教育課程の中では、半期間に履修可能な単位数の上限を示しているが、各種資格や免許取得が卒業と同時に獲得できるよう配慮のうえ編成している。

シラバス記載の成績評価の方法により評価された学習成果の評価点数を、5段階のGPとし、それをもとに各期のGPAを算出している。これらの学修成果を学生自身および教員もN-COMPASS で確認できることから、学生に対し、学期開始時のオリエンテーションやゼミ指導の機会に、履修についての点検指導を行っている。また各自の学習成果は各種資格、免許取得状況に反映され、進路にも繋がっている。

具体的に令和2年(2020)年度卒業生を例にとると、人間総合学科人間総合コースでは、学科の認定資格であるビジネス実務士(156人)、2級衣料管理士(21人)、観光実務士(27人)、フードスペシャリスト資格(12人)、フードコーディネーター3級(32人)、また、検定試験受験により取得可能なカラーコーディネーター、医療事務、国内旅行業務取扱管理者等々の資格を取得し、多種多様な就職を果たした(就職率95.9%)。また、同学科介護福祉コースでは、「日本介護福祉養成施設協会学力評価試験」に16人の卒業生が合格し、卒業生全員が福祉(介護)職に就職できた。さらに幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許状を126人、保育士資格を127人が取得し、幼稚園へ4人、保育園・保育所へ50人、認定こども園へ66人、施設(保育士)へ3人、一般企業へ2人が就職し、前年度までと同様、就職率100%を達成した。学習成果の具体例としては、資格取得に対する外部団体からの評価からも伺える。具体例としては、人間総合学科で取得支援をしている「リビングスタイリスト資格」について、令和2(2020)年度秋期のリビングスタイリスト2級の受験の好成績から、短大が「学校団体奨励賞」を受賞した。令和2(2020)年度には「色彩検定協会優秀賞」を受賞した。同様に実用英語技能検定の資格取得支援の結果、平成27(2015)年度から毎年公益財団法人日本英語検定協会より「奨励賞」を受賞している。

[区分 基準 II -A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを もっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや 留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活 用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みに関しては、学生カルテに集約された個々の学生のポートフォリオを整備しており、それらのデータを集約して、GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率などを算出して管理している。

学習成果に係るデータのうち、GPA に関しては学期ごとにこれを測定・把握し、数値の多寡により次学期の履修可能単位数の調整に生かしている。特にGPA値が芳しくない学生については、アドバイザー教員による履修指導を受け、適切な履修計画の修正ができるような仕組みをつくっている。そのほか、GPA値は併設している新潟青陵大学への編入学推薦の目安や奨学金受給の判断材料の一つとしても活用している。また、GPA値の算出についても、従来型の離散型GPA値からFunctional-GPA値への転換を計画しており、より正確な学修評価をめざしている。

学生による「学修成果自己評価アンケート」を平成30 (2018) 年度から年度末に全学生対象に実施し、学科、学年ごとの結果について、FD委員会で検討し、教授会に報告している。令和元 (2019) 年度の結果は、前年度より学生の自己評価が高くなり教育改善の成果が見られたが、「社会に出ていく自信・能力」の評価が両学科とも他の項目に比べて低かったことについては、今後の教育改善・学生指導の課題として取り組むことになっている。

また、令和元(2019)年度には、学習成果指標ルーブリックを学科ごとに実施し、その結果をカリキュラム編成に活かす取り組みを開始し、令和2(2020)年度にも継続実施した。

学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや海外留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率などの各種データについては、各種委員会、教授会に報告され、検討・承認が行われている。特に一般財団法人短期大学基準協会と協働して実施している「短期大学生調査」の結果については、「授業内容、教育への満足度、能力・知識の変化、学生の課外学習時間等」と本学で蓄積しているGPA値や取得単位数といったデータとの関係を学内IR委員会で分析している。その結果は学科会議ほかで共有し、学生指導に活用している。また、卒業後5年までの同窓生を対象とした独自のアンケート調査を新潟青陵大学と共同で毎年実施しており、卒業生の動向や在学時に役立った、あるいは充実が望まれる学修内容について尋ね、寄せられた回答をカリキュラムの改訂や資格取得支援に活用している。

なお、これらの各種資格、免許取得率や就職率などの情報については本学のパンフレットやホームページ上で公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学の卒業生が、実社会でどのように力を発揮し、評価されているかを探る「卒業生の就労実態に関するアンケート調査」を新潟青陵大学と同時に定期的に実施することで、卒業生の進路先からの評価を聴取し、その結果の分析を行っているが、前回(平成23(2011)年度)の実施からかなりの年数が経過したことから、令和元(2019)年度9月に当該調査を実施した。アンケート調査の内容については、採用・勤務状況から雇用される能力(エンプロイアビリティ)、採用する立場から、短大の教育に期待することなどまで多岐に亘るものである。アンケート結果からは本学の卒業生は多岐にわたる就労先で概ね好意的な評価を受けており、特に就労態度・協調性・人間的な魅力・責任感・仕事における処理能力といった面で「優れている」「やや優れている」という高評価が7割を超えている。さらに四年制大学卒業生と遜色のない働きをしているという評価を過半数の企業から受けている。また専門学校卒業生との総合的にみた仕事に対する能力についての評価も「優れている」「やや優れている」という高評価を約7割の企業から受けている上、各企業の期待度に比し

ての総合的満足度においても8割超の高評価を得ている。当該調査については、隔年にて実施する計画であり、令和3(2021)年度中に上記の内容にて、比較検討できる様式にて実施する予定である。

聴取した結果を学習成果の点検に利用しているか、については毎年の教育課程編成にあたって、 特にキャリア教育関連科目においての目標・構成について参照している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の 獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る 支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のため に支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピューターを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピューターの利用を促進し、適切 に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピューター利用 技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、シラバスに明記したディプロマ・ポリシーとの関連を踏まえた評価基準に基づいて、 学生の学習成果の評価を行っている。具体的には、「知識・理解」「技能・表現」「態度・姿勢」 「「汎用的能力」といった学習目標を、試験、小テスト、レポート、学習態度ほかといった方法によって測定・評価している。学生の学習成果の獲得状況については、授業担当教員がN-COMPASS上に記録し、授業担当教員はもちろん各学生のアドバイザー教員も状況把握ができるようになっている。特に、N- COMPASS・学生支援「学生カルテ」には、以下に示した学生情報、教務情報、健康管理情報が入力され、アドバイザー教員は、担当学生の学習成果の状況に応じて適宜指導を行っている。



図 II-B-1-① N-COMPASS 学生カルテ

非常勤教員を含めた全教員が、毎学期末に、担当する全科目について学生による授業評価を受けている。その結果は各教員にフィードバックされ、常勤教員については、PDCA サイクルシートと組み合わせて授業改善に活用している。さらに評価結果が著しく芳しくない教員については、改善策を学長に提出することが課せられている。また、評価結果は N-COMPASS 上で学内公開されており、学生が履修計画を立てる一助となっている。なお、平成29(2017)年度より学期末の授業評価に加えて、専任教員の担当する一部の授業において中間評価を行っており、学期途中からでも授業方法・指導内容に適宜修正が加えられるほか、受講生からの質問・要望等に遅滞なくフィードバックを与えられる仕組みを整えている。

教員は、上記の授業評価に加えて、幼児教育学科では毎月シラバス検討会を行い、授業内容について授業担当者間の意思の疎通、協力・調整を図っている。人間総合学科では定期的ではないが主に履修分野ごとに随時、授業内容の検討を行っている。なお、両学科とも非常勤講師による授業については関連科目との調整を必要に応じて実施している。教授会においては、資格取得状況、就職・進学状況等報告し、教員は学科に所属する学生全体の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

学生に対する履修および卒業に至る指導に関して、教員は10数人を1単位とするアドバイザーグループを担当し、きめ細かい指導助言体制をとっている。さらに、それぞれの問題について教務委員会・学生委員会に加え学生相談室と適宜連携してバックアップ体制をとっている。また、人間総合学科では、人間総合学科履修の手引きをもとに各種資格取得に係る学生指導を行っている。

事務職員は、学習成果の獲得状況を把握し、学生の学習成果を認識しており、教員と連携して 学生支援を行っている。

事務職員は成績評価、卒業判定や資格取得、就職・進学状況に係る資料作成作業を通じて学習

成果の獲得に貢献している。

毎年実施している学生満足度調査において、これらの事務職員の学生支援についてのサービス は高い評価を得ている。

事務職員はこれらの職務に当たり、学則、教育課程、各資格に関する規程等を熟知し、組織規程の事務分掌により、履修指導や成績記録の適切な保管を行っている。

教職員は、授業等で図書館利用方法や文献検索方法を学生に教授し、また、図書館で実際に検索の演習も行っている。また、図書館職員は、教員の求めに応じて随時授業に出向いて指導を行っている。

図書館は、学生が良く利用する資料を分野別に配架したり、シラバス掲載の参考書をシラバスシステムと連携して検索できるようにしたりするなど、学生が学習に必要な資料にアクセスし易い環境を整えている。また、電子ジャーナルや電子ブックを導入して、学生がいつでも資料にアクセスできるようにしている。平成30(2018)年度には新校舎に移転し、学生の多様な学修スタイルに対応できるよう図書館内のラーニング・コモンズやプレゼンサークル等の学習施設を整え、学習空間の利用向上のための整備等を行った。

また、教職員が業務運用する教学支援基幹システムおよび N-COMPASS を平成30 (2018) 年度に更新し、学生・教職員ユーザーの教学学生支援にかかる利便性向上を図った。N-COMPASS は履修登録、成績確認、シラバス検索、eラーニングシステム、WEB申請システム等のインターフェースとして重要な役割を担っている。

また、全学生にパソコンを無償貸与し、キャンパス内各棟の全域において無線 LAN 環境を提供するとともに、学生は授業等で日常的にコンピューターを活用することが可能となっている。このことは、遠隔授業を急遽多くの科目で取り入れざるを得なくなった令和2 (2020) 年度の状況下で、大いに効果を発揮した。パソコンを用いて情報機器活用リテラシーを高める授業を開講するとともに、他の授業での活用も推進し、コンピューター利用技術の向上を図っている。また、パソコンの操作等のサポートをコンピュータ・ヘルプデスクの職員が常時対応できるよう配慮している。こうした取組みにより、一般財団法人短期大学基準協会の短期大学生調査や本学策定の学習成果の達成度の自己評価調査では、情報処理教育に対する満足度が著しく高いという結果を得ている。例として、令和2 (2020) 年度一般財団法人大学・短期大学基準協会短期大学生調査結果の中で、「PCやインターネット環境にどの程度満足していますか」という問いに対して「満足・やや満足」が合わせて約7割あった。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科 目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物 (ウェブサイトを含む) を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言 を行う体制を整備している。

- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合に は、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配 慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣 (長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続者全員に、入学までに授業や学生生活についての情報についての文書を配布するほか、受験区分ごとに入学前教育の一環として学習課題の提示、情報の提供などを行っている。入学後は1週間程度時間をとり、学習・学生生活のためのオリエンテーションを行っている。このオリエンテーションで学生便覧・履修の手引きなどの配布・閲覧・説明を行い、学習成果の獲得に向けて学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法(一部は「基礎ゼミ」内で行う)や科目選択のためのガイダンス等を行っている。

基礎学力が不足する学生に対しては、「教養演習 $I \cdot II$ (人間総合学科)」、「教養 $I \cdot II$ (幼児教育学科)」の授業においてプレイスメントテストを実施し習熟度別クラス編成を行うほか、アドバイザー制度や学内独自の相談体制(学内教員が担当する学生相談体制に加えて、直接学内の教育評価に携わらない専門家によって運営されるキャンパスライフサポートなど)など学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。一方で、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援については、GPA 制度と CAP 制が全面実施されたことにより、優れた学業成績を修めた学生は同一学期内でほかの学生よりも多くの単位取得が可能となるように配慮している。

本学では人間総合学科・人間総合コースで留学生の受け入れ用のカリキュラムを用意してはいるが、直近10年ほどは実際の留学生の入学者はいない。一方、本学から海外への留学生派遣については、人間総合学科の前身の国際文化学科時代である 2000年代初頭に短期留学派遣制度を整備し、以降ほぼ毎年複数人の学生を姉妹校である米国ワシントン州のグリーン・リバー・カレッジに派遣している。留学派遣生は本学から奨学金として留学費用の一部補助を受け、姉妹校の留学生向けの英語集中プログラムに在籍し、留学先での履修科目を本学の開講科目に読み替えて卒業単位とすることができるようになっている。こうした仕組みにより、1年次での6ケ月留学を主とし、2年次での3ケ月留学も可能としている。留学派遣生には留学前後から卒業後までを通して本学の「顔」として活躍してもらうために綿密な事前・事後指導を行い、学生のロール・モデルとして十分な結果を残している。留学派遣生は、英語運用能力の向上を果たすことはもちろん、研修内容を日本語および英語のウェブページのレポートとして公開するほか、オープンキャンパス等の広報活動でも活躍し、卒業後も様々な職種で活躍している。なお、半年に及ぶ留学派遣が経済的・心理的に難しいという学生のためには、留学派遣先の近隣地域への3週間の語学研修(ホームステイ)が授業科目として人間総合学科に用意してあり、毎年5~10人程度が参加している。同研修に参加した学生も留学派遣生同様、学生のロール・モデルとして活躍している。

こうした履修状況・学習成果の情報については学生カルテ上に情報を集約し、GPA制度、CAP制度が全面実施されたことにより、学習成果の達成度合に応じて(たとえば、GPAが 2.0 未満などの基準以下の学生に対してはアドバイザー教員からの個別履修指導を行うなど)履修プランを提案することが可能になるなど、質的・量的データに基づき学習支援方策を点検している。

[区分 基準 II -B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する 体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整 えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極 的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生生活、福利厚生、課外活動など学生支援全般を学生委員会が所掌し、支援体制を整えている。委員会委員は教員と職員で構成し活動を行っている。一人ひとりの学生にはアドバイザー規程に則り、教員が担当する学生との人間的なふれあいを深めながら個々の学生の把握につとめ、助言指導を行っている。事務的支援については学務課が窓口体制を整えている。

学生の自主的な活動は、学友会会則に則り学友会の組織的な活動が行われるよう支援体制を整えている。学友会は学生会員と専任教職員の特別会員をもって構成し、特別会員の学生委員会委員が顧問として活動への助言を行っている。クラブ・サークル活動においては新潟青陵大学と合同でクラブ会が組織運営され活発に活動が行われている。各クラブ・サークルには専任教職員が顧問となり助言を行っている。

新潟青陵大学・青陵大学短期大学部生活協同組合は全国大学生活協同組合連合会の加盟団体であり、出資者の学生と教職員が共同で学生生活質向上のために店舗運営がなされている。店舗では書籍や飲食料品販売の他に資格試験申込など多岐にわたるサービスが提供されている。また、学生食堂は406.61 ㎡266 席を設置し、令和元(2019)年度に一人用席25 席を増設して多様な学生ニーズに対応した。教室外のフリースペースは、学生ホールのほか平成29(2017)年3月に竣工した1号館各階に自由に学習などができるスペース142席を設置し、使い易いキャンパス・アメニティスペースの向上を図っている。一般財団法人短期大学基準協会による短期大学生

調査結果の「空き時間に利用できるスペース」に対し、「満足・やや満足」が約80%と、全国平均の約43%よりかなり高かった。

本学在学生の9割以上が新潟県内出身者のため自宅通学者が多いが、宿舎を必要とする学生に対しては、大学周辺の優良物件を取扱う不動産業者リストを提供するとともに、指定学生寮を用意し、ホームページ、大学パンフレット等で周知している。過去3年間の指定学生寮入寮者は、平成30(2018)年度8人、令和元(2019)年度16人、令和2(2020)年度23人であった。

本学は、最寄り駅 JR 白山駅から徒歩 15 分程度の立地にあり、JR 新潟駅からの路線バスの停留所が大学前にある。新潟駅とのバスについては、学生の登下校時には約10分間隔で運行が行われているほか、平成29 (2017) 年度から、朝の登校時に合わせて白山駅前から本学までのバスが運行されるようになり、利便性が向上した。また、キャンパス内に十分な駐輪場 (約300台)を設置しているが、学生通学用の自家用車駐車場はキャンパス敷地の事情から用意していない。ただし、怪我をするなど特別な事情がある学生については駐車許可を出すことで配慮を行っている。

学生の経済的支援については、日本学生支援機構、新潟県奨学金、新潟市奨学金等の奨学金の 斡旋を行っているほか、本学独自制度として学業優秀奨学金(入学試験成績優秀者対象)、親子 奨学金、兄弟姉妹奨学金、学費支援制度(経済困窮者対象、遠方居住者対象)、特待生制度(学 業優秀、クラブ活動)を運用し、令和2(2020)年度は学業優秀奨学金3名、親子奨学金13名、 兄弟姉妹奨学金17名、授業料減免制度84名で、総予算2,859万円の経済的支援を行った。な お、令和2(2020)年度に開始されるため「高等教育の修学支援新制度」の機関要件を満たして いる確認がなされ、合計100人がこの制度を利用した。

表Ⅱ-B-3-①新潟青陵大学短期大学部奨学金実績

年度		平成30	(2018)	令和え	元(2019)	令和	2 (2020)
奨学金制 度	学科	人数	金額 (千円)	人数	金額 (千円)	人数	金額(千円)
学業優秀	人間総合	3	360	2	360	1	120
奨学金	幼児教育	2	360	2	360	2	360
親子奨学	人間総合	5	600	9	1, 080	10	1, 200
金	幼児教育	8	960	4	480	3	360
兄弟姉妹	人間総合	25	7, 200	24	6, 400	10	2, 080
奨学金	幼児教育	6	1, 640	7	1,640	7	1, 880
合	計	49	11, 120	48	10, 320	37	6, 000

年	度	平成30	(2018)	令和元	£ (2019)	令和	2 (2020)
学費支援 制度	学科	人数	金額(千円)	人数	金額 (千円)	人数	金額(千円)
経済的困	人間総合	48	13, 775	43	12, 470	21	1, 933
窮者対象	幼児教育	24	6, 815	17	4, 930	7	0
遠方居住	人間総合	9	2, 610	11	3, 190	10	1, 692
者対象	幼児教育	3	870	11	3, 045	10	1, 982
特 待 生 (学業優	人間総合	4	2, 320	1	580	1	580
秀)	幼児教育	0	0	0	0	0	0
特 待 生 (クラブ	人間総合	_	_	1	290	1	290
活動)	幼児教育	_		0	0	1	290
合	計	88	26, 390	84	24, 505	53	6, 767

また、健康管理センター内に保健室、学生相談室、キャンパスライフサポート室を設置し、健康管理委員会、各アドバイザーと連携しながら学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングのための体制を整備している。なお、学生相談室では、学内担当教員が単にアドバイスをするよりも、本人の困っていることや希望をじっくりと聞き、問題を整理することによって、本人が自分なりの解決方法を得やすいように支援している。キャンパスライフサポート室は学生にとってより気軽に訪れることができる相談窓口として設置し、学生それぞれのニーズを評定に応じた「アセスメントと対応」を行って判断し、①学生相談室での継続的な面接、②健康管理室や関係部署への紹介、③アドバイザーや関係教職員との連携・協働による支援等の対応をしている。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するために実施したアンケート(学生満足度調査)に基づく改善策を学生満足度調査回答として N-COMPASS にて公表し、学生の授業時間外の居住空間の拡充などのキャンパス・アメニティ改善を行っている。令和元(2019)年後期から、前年度の学生満足度調査で講義室等の開館時間の延長を望む声が多かったことを受け、「1号館在館可能時間の延長(図書館と同じ21時までの延長)」と「1号館自習室の新設」を行った。

キャンパス内のバリアフリー化は、平成29 (2017) 年に取り壊した旧校舎 (1・2号館) では課題であったが、1号館の完成によりキャンパス内はバリアフリーとなった。また、障がいをもっている学生への対応として「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がいのある学生支援に関する方針」に基づき、特別な配慮を求める学生に対するカウンセリングと必要な配慮を行っている。なお、障がいのある学生など特別な配慮を必要としている学生に対し、大学側で事前に準備ができるよう、入学前にアンケートを行うよう制度化している。

長期履修生規程に基づき、長期履修生を受け入れる体制を整えている。

学生の課外活動や社会的活動等で優秀な成績を挙げた学生を対象とした学生表彰制度を定め、 年1回表彰を行っている。過去3年間の表彰実績は下表のとおりである。

表Ⅱ-B-3-② 学生表彰人数実績

年度	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)
団体 (短大生含む)	2	1	1
短大生個人 1		1	0

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の 就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

表Ⅱ-B-4-① 四年制大学編入学学生数実績

卒業年度	平成28(2016)	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)
人間総合学科	11	13	9	11	11
幼児教育学科	6	2	4	4	5
合計	17	15	13	15	16

表Ⅱ-B-4-② 留学派遣学生数実績

年度	平成28(2016)	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)
人数	2	1	3	3	-

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

「テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を 整備している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
 - (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
 - (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
 - (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
 - (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準 の規定を遵守している。
 - (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
 - (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

令和2 (2020) 年度5月1日現在、本学に所属する専任教員数は31人(学長を除く)で、短期大学設置基準に定める必要人数を満たすとともに、各学科、各コースの教育目標を達成し、各種資格の取得を可能とする教育課程編成・実施の方針に基づいて適切に教員組織を編成している。

人間総合学科・人間総合コースでは、ビジネスをベースとした各種資格取得を可能とする教育 課程の編成・実施の方針に基づいた教員配置を、また、介護福祉コースにおいては、社会福祉士 介護福祉士学校指定規則に則った教員数を満たす配置となっている。幼児教育学科では、幼稚園 教諭二種免許状及び保育士資格が取得できるよう、それぞれの基準を満たす教員組織を整備して いる。

専任教員の職位は、短大設置基準を基に「新潟青陵大学短期大学部教員選考に関する規程」を 設け定めている。本学の教員としての資質を、人格、識見、教授能力、教育・研究・管理運営上 の業績、学会ならびに社会における活動および健康等を総合的に勘案して確認し、各職位につい ては、「教員選考基準」の条件(学位、研究業績、特殊な技能等)により採用及び昇任人事を 行っている。専任教員の職位別人数、年齢構成は、ホームページで公表している。

人間総合学科・人間総合コースでは、教育課程編成・実施の方針に基づき、5つの各分野に以下の表のように専任教員 16 人を配置している。

表Ⅲ-A-1-①人間総合学科・人間総合コース・分野別専任教員の職位 (単位:人)

分野	教授	准教授	助教	合計
ビジネス・会計実務	1	2		3
観光・ブライダル	1	1	1	3
ファッション・インテリア	2	2		4
フードビジネス	1	2		3
英語コミュニケーション・編入学	1	2		3

また、人間総合学科・介護福祉コースの専任教員は4人(教授2人、准教授1人、助教1人)で、うち1人は、医療的介護を担当できる教員を配置している。

幼児教育学科の専任教員は12人(教授3人、准教授6人、助教3人)で、幼稚園教諭二種免許 状および保育士資格が取得できるよう、教科に関する科目、教職に関する科目等が担当できる教 員を配置している。

また、両学科とも、専門分野に精通している非常勤講師を「新潟青陵大学短期大学部非常勤講師規程」に則り配置している。非常勤講師の採用は、短期大学設置基準の規定を遵守し、その授業科目担当に係る研究業績・経験等をもとに決定している。

人間総合学科・人間総合コースの「ファッション・インテリア分野」と「フードビジネス分野」では、実験・実習の授業科目があり、それらの科目は、各分野で取得可能としている資格に係る重要な科目となっていることから、安全性と授業の成果等の観点から実習助手を2名配置している。また、「英語コミュニケーション・編入学分野」に特任教員1人を配置し、当該分野所属の学生はもちろん、全学の編入学希望の学生も対象とした支援を行っている。介護福祉コースでは、学外の施設での介護実習を支援するため、実習助手1人を配置し、実習先との調整や学生のサポートを行っている。

幼児教育学科では、教育課程の中で幼稚園教育実習と保育実習が大きな位置づけとなっているが、学生たちは期待だけでなく不安な気持ちも抱きながら実習に向かうことから、事前・事後も含めた実習指導体制を強化すべく、実習担当の専任教員1人のほか、特任助教2人と実習助手1人を配置している。

専任教員の定年退職や転出に伴う教員採用に当たっては、教育課程編成・実施の方針を確認し、 就業規則、教員選考基準に基づき公募を行い、業績等の審査と面接による選考を行っている。ま た、専任教員の昇任に際しては、平成28 (2016) 年度に定めた「新潟青陵大学短期大学部・教員 評価の基本方針」にある評価項目(教育、研究、社会貢献、大学の管理・運営) に係る諸活動 の評価結果を参考に、「教員選考基準」の昇任の条件を満たした者から学科長が学長に推薦し、 教員選考委員会での議を経、学長によって理事長に発令の申請が行われる。また、結果は教授会 に報告することとなっている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて 教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行っている。個々の専門領域の研究及び授業改善をテーマとした研究、技術系分野(芸術系、音楽系、体育系)における製作・展示会への出品や演技・コンサートなどの発表会などに取り組んでおり、その成果を毎年発行している「新潟青陵大学短期大学部研究報告」に掲載している。

また、専任教員の研究活動の成果は、ホームページの「教員紹介」で公開しているが、各教員 が所属する所属学会での論文発表等で公表するほか、毎年発行している「新潟青陵大学短期大学 部研究報告」の最後に、当該年度の「研究・業績一覧」を掲載し、専任教員全員の研究活動が把握できるようにしている。

表III-A-2-(1)	令和 2	(2020)	圧度	研究•	業績_	_警
4X III A 4 (1)	77 17 11 12	(4040)	11/2	471 7L 1	一大小貝	見,

		研究		社会貢献				
短大	著書	論文	学会	製	その	公開講	国・他県・	その他
研究		(短大	発表	作•	他	座、講演	県内自治体	
報告		研究報		発表		会・講習	の委員や役	
		告以				会・セミ	員	
		外)				ナー・研		
						修会の講		
						師等		
15	2	11	17	2	10	38	27	31

研究活動を推進するため、科学研究費補助金や他の団体からの研究助成について周知に努めている。科学研究費補助金については、学内での説明会のほか、平成30 (2018) 年度から新潟大学研究企画推進部 (URA) 研究トータルパッケージ (RETOP) に参加し、情報の共有・周知に努めているが、申請者数及び採択数 が少ないのが現状である。このような状況を勘案し、学長裁量経費「新潟青陵大学短期大学部学長教育改革助成金」を昭和30 (2018) 年度に、そして令和元 (2019) 年度から、「新潟青陵大学短期大学部学長教育改革助成金・個人研究加速化助成金」制度を施行した。申請件数は少ないが研究支援の制度として活用され始めている。

表「新潟青陵大学短期大学部学長教育改革助成金」「個人研究加速化助成金」申請・採択件数

	教育改革助成金 申請件数 / 採択件数	個人研究加速化助成金 申請件数 / 採択件数
平成30(2018)年度	6/6	
令和元(2019)年度	5 / 4	1/1
令和 2 (2020)年度	4/4	2/2

本学では授業を進めるにあたっての必要な消耗品等は、事前に校費としての申請を行い、各学科で協議、最終的に学長による決済で施行されている。したがって専任教員の個人研究費(一般研究費+研究旅費)は、「新潟青陵大学短期大学部個人研究費規程」および「新潟青陵大学短期大学部個人研究費規程施行細則」により、各自の日常的な研究活動の推進に当てられ、研究活動の推進を図っている。

また、研究倫理を遵守するため「研究倫理及びコンプライアンス教育について」を毎年10月教授会の議案とし、適正な研究活動とコンプライアンスについて啓蒙を行っている、令和2(2020)年度はさらに理解を深めるため、コンプライアンス説明動画を学内配信、併せてコンプライアンスに関する理解度の確認を行うため理解度チェックテストを専任教員全員に実施した。

専任教員がそれぞれの研究成果を学会発表、学会誌での論文発表等を行うほか、本学の研究紀要である毎年発行の「新潟青陵大学短期大学部研究報告」にも発表する機会を確保している。過去3年間の発表題数は、 平成30 (2018) 年度:15 件、 令和元 (2019) 年度:19 件、 令和2 (2020) 年度:15 件であった。

専任教員のための研究室は、「新潟青陵大学・新潟青陵短期大学部 個人研究室規程」により、 准教授以上は個人研究室を、助手・助教は共同研究室を使用し、教育研究の拠点としている。また、「勤務についての指針」により、週5日の勤務日のうち1日を自宅(学外)研修に充てることができることとし、研究の推進のための研修時間を確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は未整備であるが、国際会議に出席 しやすいよう、令和元(2019)年度から研究旅費の弾力的な使用ができるよう個人研究費規程の 改定を行った。

FD 委員会では、毎月定例の会議とFD 研修会を実施している。授業公開・見学については大学との合同で実施しているほか、FD研修会を下表のようなテーマで実施してきている。特に、大学教育の質的転換に向けた動向、アクティブ・ラーニングに有益なツールの研修、学修成果の可視化等をとりあげ、教員の授業、教育方法の改善を行っている。

専任教員は、平成30 (2018) 年度からティーチング・ポートフォリオを作成しているが、「新 潟青陵大学短期大学部ティーチングポートフォリオに係る規程」を令和2 (2020) 年3月施行し、 さらに、教育活動や教育業績について、教育理念から成果までを様々な根拠に基づき分析し、記 録することにより、授業の質向上・改善に向け取り組むこと明確化した。ティーチング・ポート フォリオは学内教職員に公開し、定期的に自らアップデートしている。

アドバイザー制度を設け、学生の履修状況を把握しながら学生生活全般について相談・助言を行っている。2020年度は年度初頭から新型コロナウイルス感染症の影響により、教室・キャンパスでの教育活動は感染防止対策のため、前半は遠隔授業中心となったが、後半からは対面授業を充分な感染対策を講じながら遠隔授業を併用しながら実施した。遠隔授業による学びが対面授業に劣らないように、FDなど研修会(下表)を専任・非常勤問わず全学的に取り組んだ。学修の機会と感染防止対策の両立を目指し全学で取り組んだ結果、2020年度は本学関係者から新型コロナ

ウイルス感染症への感染者がゼロに抑えられた。学習成果の担保については、特に学務課との連携のほか、学科会議でも情報共有し、学習成果の獲得が向上するよう連携を密にしている。

表Ⅲ-A-2-② FD 研修会テーマ一覧

年度	開催日		テーマ
令和元 (2019) 年度	第 1 回	5 月30 日	学習成果可視化への取組について (研修会報告) (大学と共催)
	第 2 回	9 月26 日	・アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価について
			・学生 FD からの意見をどのようにフィードバックする か
	第 3 回	12 月11 日	学修成果の可視化
			(大学 FD 委員会と共催)
	第 4 回	1 月23 日	・「能動的学修の教員リーダー養成講座」の報告
			・シラバス作成ガイドラインに沿ったシラバス作成
令和 2 (2020) 年	第1回	5月25日	第5回感染対策本部会議の決定事項の伝達(大学と共 催)
	第2回	6月9日	新型コロナウイルス感染症に係る大学・短期大学部合同 FD・SD研修会(1) (大学と共催)
	第3回	6月18日	地域医療構想と地域包括ケアシステムの接点としての在 宅医療-2025年から2040年への羅針盤-(大学と共催)
	第4回	8月21日	新型コロナウイルス感染症に係る大学・期大学部合同F D・SD研修会(2) (大学と共催)
	第 5 回	9月10・11・16日	後期授業に向けたFD研修会(大学と共催)
	第 6 回	9月24日	遠隔授業における「教育の質保証」に向けて
	第7回	12月11日	COVID-19 を正しく恐れるために一学校における感染防止対策一 (大学と共催)
	第8回	3月29・30日	2021年度前期授業に向けた研修会(大学と共催)

「区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

- ※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]
 - (1) 事務組織の責任体制が明確である。
 - (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
 - (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
 - (4) 事務関係諸規程を整備している。
 - (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
 - (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
 - (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員(専門的職員等を含む)は、SD 活動を通じて職務を充実させ、 教育研究活動等の支援を図っている。
 - (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
 - (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

学校法人新潟青陵学園組織規程、新潟青陵大学短期大学部組織規程により、法人本部ならびに 短期大学部の事務組織とその職務権限を明確にしており、担当業務についても、各部門の役割・ 責務を上記規程の他、新潟青陵大学短期大学部組織表、新潟青陵大学短期大学部委員会規程で明 確にしている。

会計経理事務職員や司書・キャリアカウンセラー資格取得者等、専門的な職能を有する人材を各部署に配置している。各職員は担当業務遂行のための知識の習得に努め、業務を支障なく遂行しており、事務をつかさどる専門的な職能を有しているものと評価している。また、学外での研修に参加し、研鑽に努めている。

職員の配置については、個々の能力や適性を考慮した上で、担当部署に配属している。また、 適宜、人事異動を行い、能力や適性を十分発揮できるよう努めている。

職員の業務上の根拠となる事務関係諸規程には、学校法人新潟青陵学園組織規程、新潟青陵大学短期大学組織規程があり、規程は業務遂行の上で不足なく整備している。

事務室、情報機器などハード面における環境の整備を計画的に実施しており、令和元(2019) 年度には、全教職員の研究室用パーソナルコンピューターの更新と共有プリンターの更新を行う など、環境の整備を進めている。

情報セキュリティについては、専門部署である「コンピューターシステムセンター (CSC)」においてコンピューターの脆弱性やその対処方法、システムの更新などに関する情報提供を行っているほか、ネットワークについては、ファイアーウォールを導入しており、外部からの不正アクセスに備えている。学内ネットワークにアクセスするコンピューターについては、本学が指定するウイルスソフトのインストールを義務付けるなど対策を講じている。OS やソフトウェアについては、サポート期限が有効なバージョンを使用し、必要に応じてバージョンアップを行っている。また、情報セキュリティ基本規程、情報格付け規程を整備し、教職員の情報管理を徹底している。

防災対策に関しては、毎年「火災、その他災害発生時の教職員行動マニュアル等」を見直し、 法令に基づく消防用設備等の点検整備、全教職員及び学生が参加する避難訓練、教職員対象の救 急法講習等が適切に実施しているが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響に より机上訓練により実施した。 SD活動では、職員が自主的に研究会を組織し、研修・情報共有に取り組むことに加え、東京造形大学や新潟市内の連携大学と継続的な交流・合同研修等に積極的に取り組んでいる。令和元 (2019) 年度には、新たに、連携協定を締結している中部学院大学短期大学部事務職員とのSDを実施した。令和 2 (2020) 年度もZoom等web会議システムを利用して実施した。「教務系」「学生系」「地域連携」「図書・研究支援」「ICT」の 5 グループで担当者同士情報交換を行った。SD実施後も情報交換を行った例もでている。

職員の自主的なSD活動企画の支援のための企画募集・予算付与等も行っている。また、個人の活動も毎年点検・評価するとともに、教育支援のための各種施策、個人の能力開発・資質向上のための研修等、事務職員の職業的能力の専門性向上に努めている。また、2020年度のSDについては、新型コロナウイルス感染症に注力した研修会を全教職員対象に多数実施した(新型コロナウイルス感染症予防啓発のためのFD・SD研修会「COVID-19」を正しく恐れるために一学校における感染防止対策」2020.12.11開催など)。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、隔週で開催している主幹以上ミーティングで意見交換を行い、業務の改善・効率化に努めている。

学習成果の獲得を向上させるため、学内の各委員会に事務職員が委員等として参画し職員の立場からの意見を述べ、教育活動に反映させることができる組織体制を構築している。学生支援に必要な情報を共有できるN-COMPASSを運用することで、教職員は学生カルテや各学生の出欠状況・成績・希望資格等を随時確認し、アドバイザー教員と連携し、学生支援に活用している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に 行っている。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
 - (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
 - (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程については、労働基準法 89 条に基づき、新潟青陵大学短期大 学部就業規則をはじめ、下記の規程等を整備している。

- 新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部教職員倫理規程
- 新潟青陵大学・短期大学非常勤職員就業規則
- 新潟青陵大学短期大学部育児休業及び介護休業等に関する規程
- 新潟青陵大学短期大学部教員選考に関する規程
- ・新潟青陵大学短期大学部特任教授、客員教授及び特任部(課)長に関する規程
- 新潟青陵大学短期大学部非常勤講師規程
- ・勤務についての指針
- · 新潟青陵大学短期大学部給与規程
- 新潟青陵大学大学院・新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部定年及び退職金に関する規程
- ・新潟青陵大学大学院・新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部教職員の再雇用に関する規程
- ・新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部無期転換職員就業規則

前述の諸規程については、規則集として全教職員が学内 LAN で閲覧することができる。

また、各棟の事務室には規則集を常時備え付けており、いつでも閲覧可能である。なお、規程の改廃については、教授会で報告し、教授会に出席しない事務職員全員については教授会議事概要および教授会資料を配信している。必要に応じ学内メール等で教職員への周知を図っている。新規入職者への就業に関する諸規程の周知は、入職時オリエンテーション及び規則集の事前配布等により行っている。

教職員の就業については、新潟青陵大学短期大学部就業規則をはじめ関連規程に基づき、教職員の出勤、勤務時間、休暇、休退職等の服務に関する事項について出退勤システムによる出退勤時間管理・学内ワークフローシステムによる休暇願等のオンライン申請体制等を整えて適正に管理している。なお、専任教員(助手を除く)は、平成19(2007)年度より専門業務型裁量労働制により勤務している。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、 演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席 数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

新潟青陵大学短期大学部は、新潟青陵大学と同じキャンパスにあり、校地は新潟青陵大学と共 用している。キャンパスは、水道町キャンパス(中心校地)と立仏キャンパス(屋外運動場)の 2カ所あり、校地面積・校舎面積とも短期大学設置基準を充足している。

運動施設は、体育館、6号館1階、体育関連の授業に体育実技室を用意している。これらの施設は体育関連の授業及びクラブ活動などに対応できる面積となっている。

現在、 [①学生が主体的に学ぶ環境整備、②快適で安全・安心な施設、③風致地区にふさわしく市民に開かれたキャンパス] のコンセプトのもと、水道町キャンパスの再整備を行っており、令和2(2021)年度2月に、1号館と5号館を接続する大学・短大棟II期工事が完了した。キャンパス内のアクセス向上と耐震化とバリアフリー化がおおむね完了した。

主要な建物は1号館・3~6号館の5棟で、全館冷暖房を完備している。校舎には、学科共通で使用する一般講義室や PC 教室等の他、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を

行う実習室、実験室、演習室等を用意している。また、保育士・介護福祉士・衣料管理士等、本学で取得可能な資格に係る基準要件を満たしている。1号館2階には学生のアクティブ・ラーニングに特化した教室を3室、また、同階にあるプレゼンサークル(フリースペース)及び図書館ラーニング・コモンズにも組み合わせ自由なアクティブ・ラーニング対応の机といすや可動式の小型ホワイトボードを複数設置し、ディスカッション等を行いやすい環境を整えている。新型コロナウイルス感染防止対策において、フレキシブルに移動配置できる環境は感染防止対策にも寄与した。

なお、通信による教育を行う学科・専攻課程は有していない。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、入学と同時に全学生にノートパソコンを貸与している。そのため、講義室は勿論、校舎内で無線 LAN によりネットワーク接続ができるほか、各学科の教育課程に基づいて授業を行うためのAV機器、備品等を設置している。学生は情報処理演習科目だけでなく様々な授業科目でノートパソコンを活用し、ITC スキルの養成を図っており、卒業後の就職先での業務にも十分に対応できている。

令和2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により4月全国に緊急事態宣言が発出されるなど、対面での授業が制約される中で、本学においては入学生全てに対して無償貸与するノートパソコンを活用した遠隔授業等に対して大変スムーズに行われた。遠隔授業へのインフラ整備としては、ノートパソコンの無償貸与の他、学内無線LANネットワークのターミナル増強、各教室へビデオカメラの設置など設備ハード面を充実させた。また在宅での授業に際しネット環境が不十分な学生や教員へ、モバイルWifiルーターの貸出なども行った。

併設の新潟青陵大学と共用の図書館は、1号館の1・2階に設置され、十分な面積と席数、蔵書数を備えている。図書館の入館口は、学生玄関を入ってすぐ横にあり、これにより、校舎への出入の時に学びを強く意識づけられるとともに、講義室と近接していることで、以前より気軽に図書館を利用できる環境が整えられた。図書館の2階のエリアには前述のラーニング・コモンズを併設し、図書館機能と自主的な学びの有機的な結合を図っている。また、図書館やコンピュータ・ヘルプデスクのスタッフが、資料の検索や全員に配付されたノートパソコン等について、それぞれサポートを行うカウンターを設けるなど、学習支援体制も整えている。図書の選定は、シラバスに掲載されているテキストや参考書、教員から推薦される資料を購入するだけでなく、学科別に担当を決めて図書館職員が学習に必要な資料を積極的に選書して図書館の蔵書を構築している。図書の廃棄については、「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部図書館における資料の除籍及び廃棄に関する要領」に基づき毎年、複本、内容の古い本を順次チェックして実施している。

図書館の開架エリアは、通常の図書分類法による配架とは異なり、大学・短期大学部の専門分野別に区切られ、それぞれに授業関連の図書コーナーを設けるなど、学習に必要な資料が探しやすいような工夫や、学術図書を集密書架と個室学習室を配したスペースを設けるなど、エリアにより学びの深さを変える工夫を行っている。また、キャリア支援に関する図書は、学生のキャリア教育と就職支援を担当するキャリアセンターに配置するなど、学生が利用しやすい配慮を行っている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備 している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピューターシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備・物品管理については、「新潟青陵学園経理規程」、「新潟青陵学園固定資産管理規程」に基づいた処理を適切に行っている。施設設備の維持管理は、学校法人新潟青陵学園組織規程に基づき、事務局財務課が担当し、修繕・維持・管理の発注等を行っている。日常的な施設設備の維持管理は、用務職員が点検・軽微な補修等を行っている。また、館内は清掃職員が毎日清掃し、館内を清潔に保っている。給水設備・消防設備等の巡回点検、空調設備・昇降機設備等の設備機器定期点検業務や環境衛生管理業務及び特殊建築物定期調査などは外部の事業者に業務委託している。教室設備の AV 機器や什器は、学務課が担当し、定期的に点検を行い、必要な保守・機器の更新を行っている。情報処理、ネットワーク関係の保守・管理にあってはコンピューターシステムセンター (CSC) の専門職員が担当し、必要に応じて外部事業者との連携をとっている。さらに図書情報の保守・管理にあっては、図書館職員がこれを担当し、外部事業者と連携をとり、操作及び運用並びに障害発生時の出張サービスに関する支援を得ている。これらにより、施設設備を適切に管理している。

防災対策については、災害発生時対策マニュアル要綱に基づき「火災・その他災害発生時の教職員行動マニュアル等」を毎年作成、新潟青陵大学短期大学部消防計画に基づき自衛消防隊を編成し、定期的に全教職員及び学生が参加する避難訓練を実施し、防災に対する意識の高揚を図っている。避難訓練は、平成24(2012)年度より火災とともに地震をも想定した避難訓練としたが、海岸部に近いキャンパスであることから、最新の新潟市中央区総合ハザードマップを参考に津波への対応について検討を行っている。防火設備については、消防法に基づく点検を外部委託業者に委託している。また、心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に2台設置し、充電状況の日常点検を行うなど適切に管理を行っている。また、導入から年数が経過している機器2台を令和3(2021)年度に更新する計画である。

夜間・休日の警備は警備会社に管理を委託しており、教職員証による入退館システムも導入している。火災の発生や校舎への侵入者がある場合は、発火地点や侵入箇所の確認と警察との連携体制をとっていることに加え、警備職員を配置し、定期的に巡回も行って万全を期している。また、学生には、鍵付のロッカーを全員に貸与しているほか、体育館・体育実技室には、ダイヤルロック式の貴重品ロッカーを設置している。

情報セキュリティ対策として、情報セキュリティ基本規程、情報格付け規程を、個人情報については学校法人新潟青陵個人情報保護に関する規程、学校法人新潟青陵学園プライバシーポリシーを整備し、情報保護に努めている。コンピューター情報セキュリティ対策はコンピューターシステムセンター(CSC)を中心に対策を講じている。教職員及び学生には個人別パスワードを付与し、ファイアーウォールや本学指定ウイルスソフト(自動アップデート)がインストールされていないコンピューターの使用制限、アクセス権限の設定等により外部からの不正侵入を防いでいる。学内サーバーは定期的にバックアップし、緊急時における迅速なシステム復旧が可能な体制をとっている。

省エネルギー対策については、これまで実施してきた空調や電灯の使用後消灯の徹底、電力デマンド監視装置、学内構成員への協力要請などは、新型コロナウイルス感染症感染防止のための基本的対処である換気を積極的に行うことが必要となり冬場や夏季の冷暖房効率低下、換気設備稼働など電力消費が避けられない状況であり状況は令和3 (2021) 年度も変わらないことが予想される。キャンパスの安全安心な教育活動を担保するためやむを得ないと考えるが、校舎照明に

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を 常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校 運営に活用できるよう、学内のコンピューター整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援の ために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュ ータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。コンピューターシステムセンター(CSC)では、常に国内外の大学の情報化の進展に関する情報を収集し、教務・学生・FD・入学試験の各委員会、キャリアセンター、図書館、その他の部署と連携しながら施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

実習や研究などで使用する各種機器については、機器の特性、取り扱い方法などを適宜学生に説明している。また、教職員のコンピューター利用技術向上に関しては、情報化推進委員会が方針を決め、学生ポータル講習会、eラーニング講習会等の講習会を開催しているほか、新しいシステムが導入されたときには、そのシステムについての講習を関係する教職員全員に行い、それ以外は、新規に採用された教職員に本学システムの講習を行っている。その際、希望する教職員はその講習会に参加でき、さらに講習会の教材資料は学内ネットワークで閲覧できるようにしているので教職員はいつでも講習会の内容を自習できる体制を整えている。

本学の情報化実施部門であるコンピューターシステムセンター(CSC)では、情報化推進委員会の方針に基づき、ICT 環境の更新・保守・管理を行うとともに、学生・教職員の ICT 活用を支援するためコンピュータ・ヘルプデスクを開設している。教職員のパソコン及び学生のノートパソコンには、最新のオフィスソフトをインストールし、また CSC が管理するウィルス対策ソフトを導入している。新規に採用される教職員と新入生には、メール、N-COMPASS、eラーニング、図書館システム共通の ID を与えている。N-COMPASS には一般的な学生ポータルサイトにある機能に加えて、学生カルテ、シラバス検索、授業評価一覧を追加するなど、毎年見直し、更新を行っている。eラーニングシステムとしては Moodle と NetAcademyを使用しているが、いずれもできるだけ新しいバージョンのソフトウェアを導入、活用している。

教職員の業務におけるコンピューターの使用については、情報化推進委員会が方針を決め、全教職員のデスクに業務用パソコンを設置している。令和元(2019)年度には、基本 OS のサポート終了に伴い、全教員の研究室設置のパソコンについて、機器更新を実施した。教員は教学システム、図書館システム、ウェブ申請システム、N-COMPASS、eラーニングシステム(Moodle 等)を授業や学校運営のために活用している。また、職員は上記システムに加えて人事管理・財務システム等を業務のために活用している。

学内のネットワークは、教職員の有線ネットワークが全学に整備されていることに加え、情報 化推進委員会が方針を決め、学生全員に貸与しているノートパソコンが、学内全域でネットワークに接続できるよう無線 LAN アクセスポイントを設置している。

学生全員に履修を指導している情報処理関連授業(人間総合学科:情報処理演習 I、幼児教育学科:情報処理論)で、貸与したノートパソコンの使用方法や、学内システム(N-COMPASS)、e ラーニングの使い方を教える他、図書館の職員が学生に対して図書館システムの使い方を教えている。

学生に貸与したノートパソコンを使ったアクティブ・ラーニングの推進を図るため、 平成29 (2017) 年度よりロイロノート・スクールの導入を行い、ほぼ 100%の授業でそのアカウントが 使用されているほか、電子教科書の導入も徐々に行ってきており、情報機器を使用したアクティブ・ラーニングを推進してきている。

学生は学内すべての教室・ゼミ室・研究室で無線 LAN を使用できるが、ノートパソコンのバッテリー充電に供するために一部の教室では、机に電源コンセントが設置されている。情報処理演習等の全員が毎回ノートパソコンを使う授業は、これらの教室で実施する。学内には、教職員及び学生に提供されているパソコンの他に、図書館には図書検索のためのパソコンが 11 台、1室あるコンピューター教室は、授業効率やマイクロソフトオフィススペシャリスト (MOS) 試験に対応するよう、デスクの更新と配置の見直しを行う設備改修を実施した(令和3(2021)年4月より稼働、PC席数 56 席)。

「テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ① 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ② 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ③ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部 門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

平成29 (2017) 年度予算より、前年度踏襲型から予算枠を提示した事業計画と連動した部門別戦略的予算管理への転換を図った。このことにより、予算統制と支出抑制を図りながら、政策的な投資を効果的に行う体制を整えた。

中・長期の財政計画については、キャンパス再整備計画に伴う資金積み立てのための財政中長期計画を策定し、特定資産としての積み立てを実行してきたが、校舎改修工事実施に伴い、計画的に積み立てた資金を取り崩して工事費に充当するとともに私立学校振興・共済事業団及び市中金融機関からの資金調達を実施したことから、現在は中期的な財政計画は策定せず、毎年度、借入金返済と経常経費及び戦略的支出のバランスを考慮した予算編成方針に基づき予算を編成し、運用している。また、大学の現中期目標・計画は、その策定にあたり財政計画との連動が図られていなかったことから、次期中期計画においては、財政計画も併せて策定し、確実な計画達成を期す予定である。

学校法人新潟青陵学園では、毎年決算時に財務関係比率を算出し「事業報告書」に掲載している。現時点では指標そのものの目標値を定めているわけではないが、日本私立学校振興・共済事業団が毎年発行している「今日の私学財政」による大学法人・大学部門の指標と比較検討することで財務状況を客観的に把握し、長期的なスパンでの財政政策検討の参考として活用している。

令和2 (2020) 年度からの5カ年の学園中期計画では学園の経営基盤確立のため、下記の方針を掲げており、その達成のため方策と数値目標の検討を始めているところである。 ≪財政基盤≫

学園の経営基盤の確立、学園施設設備の整備に係る資金確保と確実な支出計画の遂行の ため、以下の取組みを行う。

- (1)予算制度・予算執行制度の点検・見直しによる予算管理精度の向上
- (2) 学生・生徒等確保体制の強化
- (3) 学生生徒等納付金の見直しと多様な収入源の確保
- (4) 人件費の合理的見直し

以上のように、本学は一定の方針に基づき財政計画を設定しており、おおむね適切に運営されている。

平成28 (2016) 年度~平成30 (2018) 年度は、水道町キャンパス再整備事業に係る新校舎建築及び既存校舎取壊し等の教育研究環境の整備充実に重点を置いた大規模な支出を行った。事業活動収支計算においては、収入面は、併設の新潟青陵大学の入学定員増により増加傾向を示しているが、支出面では、前述のキャンパス再整備に係る校舎改築に伴い減価償却負担が増しているため、教育研究経費・管理経費とも改築前に比べて増加しているものの、平成29 (2017) 年度の旧校舎の取り壊しに係る一時的支出が平成30 (2018) 年度は無くなったこともあり、平成30 (2018) 年度の経常収支差額は黒字に転じた。令和元 (2019) 年度におい

ては、学生生徒等納付金は前年対比微増となったが、国庫補助金の減少により経常収入は前年度比3.9%減少した。支出においては、退職金支出及び新潟県教職員のベースアップに準じて給与改定を行ったことにより人件費支出が増加した結果、経常収支差額は若干のマイナスとなった。

貸借対照表においては、キャンパス再整備の資金を日本私立学校振興・共済事業団及び民間金融機関からの融資と、キャンパス再整備のために積み立てていた特定資産の取り崩しにより充当したことから、特に平成28 (2016) 年度~平成30 (2018) 年度にかけて、資産・負債が大幅に変動したが、それ以降は大掛かりな設備投資や設備投資資金の借り入れを行っていない。

本学における教育活動資金収支は毎年度黒字となっている。また、事業活動収支における経常収支差額については、平成29 (2017) 年度のキャンパス再整備に係る既存校舎取壊しに係る収支悪化及び新校舎完成後の減価償却費の増加による影響はあるものの、おおむね収支均衡を維持しており、借入金についても、現状程度の学生確保がなされれば問題なく返済できる。退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基準として私立大学退職金財団の掛金と交付金の累積額を調整した額を繰り入れている。

以上のことから、教育活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立しているとい える。

予算配分においては、平成29 (2017) 年度より、過去 (平成28 (2016) 年度以降) の予算 執行実績の平均に基づいた予算枠を各部門に提示し、原則としてその範囲内で予算要求する ことで各部門の支出の正確な測定に基づく予算枠の配分を行いつつも、中期計画に基づいた 毎年度の事業計画に従って、各部門の予算要求を調整するなどの戦略的な予算編成業務を行 うことで、教育活動の遂行と財政確保の両立を図っている。年度予算の執行にあたっても、 その時点で真に執行を要するものか否かの検討のため、経費執行伺において学校法人新潟青 陵学園事務決裁規程により、学長又は理事長までの決裁承認を受けたうえで適正に執行して いる。また、年2回予算補正を行い、評議員会の意見徴収及び理事会の承認を経て実情に合 わせて適切に見直している。

法人の資産は、「学校法人新潟青陵学園資産運用規程」を整備し、適切に行うとともに、 理事会に運用状況を報告している。以上のことから、本学の教育研究活動を安定して遂行す るために必要かつ十分な財務基盤は確立していると判断する。

本学は、予算編成にあたり、収入においては学生数の実態にあわせ、支出においては過去3年程度の支出額を基準とし、中期計画に基づいた毎年度の事業計画に従って、各部門の予算要求を調整するなどの予算編成業務を行い、理事会・評議員会を経て予算を決定している。また、決定した予算については、教授会及び事務担当部署からの連絡により、事業計画については、本学ホームページへの掲載により教職員に通知されている。

日常的な出納業務は、学校法人会計基準ならびに「新潟青陵学園経理規程」に従い、複数の担当職員によるダブルチェック体制で厳格に実施の上、法人事務局長を経て理事長に報告している。

資産及び資金の管理と運用は、「新潟青陵学園経理規程」、「学校法人新潟青陵学園資産運用規程」、新潟青陵学園固定資産管理規程に従った適切な会計処理により台帳・出納簿などに記録し、適正に管理している。

月次試算表は毎月適時に作成し、法人事務局長を経て、理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、 施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度に実行する中期計画として新潟青陵大学短期大学部中期計画を平成30(2018)年3月に策定し、ホームページにて公表・実行していることで、本学の将来像を明確に示している。

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断に関する資料による学校法人の経営状態の区分は、令和2 (2020) 年度は「B0」である。18 歳人口の減少、短期大学を取り巻く環境などの外部環境だけでなく内部環境についての危機感を全教職員が共有し、特色を活かした教育研究ならびに社会貢献などに取り組んでいる。

毎年の広報計画において、新潟県内の高校卒業生の動向把握や競合校との比較分析を行うとともに、高校生や高校進路指導担当教員等からの聞き取りを複数回の高校訪問の際に行い、学生募集戦略に取り入れるとともに、全学で共有し、毎年の事業計画、将来計画の参考にもしている。事業計画は、学園全体で毎年作成し、経営状態や前述の環境分析結果を踏まえ、実態に即して作成している。平成28(2016)年度予算からは、事務局で一元的に策定してきた予算を、予算枠内での各部局による管理に変更し、より精緻でコスト抑制効果の高い方式とするとともに、電力料金等固定的経費を見直していくことでコスト削減に努め、キャンパス再整備に係る借入金の返済、教育研究の質的向上を図る継続的投資等に係る財政的基盤の確立に努めている。

学生募集対策は、平成23 (2011) 年度に人間総合学科の入学志願者が大幅に低下したことを受け、危機感を持った職員を中心に学生募集戦略検討タスクフォースを立ち上げ、SWOT 分析による弱み・強みの分析、競合する短期大学・専門学校等の状況、新潟県の人口の動態等を詳細に分析するとともに、新潟県内の高校との関係強化に努め、的確なニーズ把握とそれに基づいた情報提供を行う体制を構築することで入学志願者を回復させた。現在は、学生募集広報と入試業務を専門に行う事務組織、入試広報課を設置し、併設の新潟青陵大学と併せて効率よく学生募集活動を行う PDCA サイクルが定着している。

学納金についても、日本学生支援機構、新潟県奨学金、新潟市奨学金等の奨学金の斡旋を 行っているほか、本学独自制度として学業優秀奨学金(入学試験成績優秀者対象)、親子奨学 金、兄弟姉妹奨学金、学費支援制度(経済困窮者対象、遠方居住者対象)、特待生制度(学業 優秀、クラブ活動)を運用し、経済的事情で進学をあきらめたり、退学したりする学生を減ら す施策を行っている。また、令和2(2020)年度より国による高等教育の就学支援新制度の対 象機関となり、独自奨学金と公的奨学金の両面から支援を行っている。

人事計画については、教育課程および学生の人数等を勘案し、適切な採用・配置を行っている。今後も資格担当教員数等法令に配慮しつつ、過不足の無い採用、新陳代謝の促進等を常に 意識しながら採用を行っていく。

本学は、併設の新潟青陵大学と同一キャンパス(水道町キャンパス)にあることから、校舎等の整備は、両大学協議のもと、実施する必要がある。現在、水道町キャンパスは、以下の方針とコンセプトのもと、再整備が進められている。

■キャンパス再整備方針

- ・これからの時代の変化を見据えた学びの場、研究の場
- ・学生と教員との繋がり、友との語らいの場の創出、地域に開かれた場の創出
- ・魅力ある空間が学園の新たな価値を生み、他との競争力を高め更なる発展へと 繋げていく

■コンセプト

学生が主体的に学ぶ環境整備

- ・図書館を学びの中心に
- ・ラーニング・コモンズをはじめとする諸室設置による学びの多様化
- ・アクティブ・ラーニングに対応した双方向を可能とする講義室

快適で安全・安心な施設

- 将来を見越した建築計画
- 快適な学生生活の場の創出
- ・誰もが学べる配慮

風致地区にふさわしく、市民に開かれたキャンパス

- ・大学と共に歩んできた緑の継承
- 市民に開放する空間の創出、災害時の避難場所
- ・大学の「顔」の創出

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示している。

また、令和 2 (2020) 年度末には、1号館の前庭に面した入り口エントランスから5号館への連絡通路が完成し、学内導線とバリアフリー化を行った。今後は、外構整備による学生の居場所確保等、整備計画に基づきながらもできるだけコスト削減を図りながら整備を進めていく。

外部資金については、毎年科学研究費獲得のための講習会等を開催し、支援に努めている。 平成30 (2018) 年度からは、地元の国立大学法人である新潟大学が行っている研究支援トータルパッケージ (RETOP)に参画し、研究支援や外部資金に関する情報収集等の業務を新潟大学と一部共有している。このように業務の効率化・負担軽減を目指す支援を受けることでさらなる外部資金獲得支援に努めている。

入学者・収容定員については、戦略的な募集活動が奏功し、両学科とも充足を続けているが、 人間総合学科介護福祉コースについては、充足できていない状態が続いている。教員数は、短期大学設置基準や各種資格取得に係る養成施設基準等により定められた人数以上を配置しているが、学生数などに見合った人員配置は行えていない。しかし、教育課程の編成方針及び学生指導の面からバランスがとれるよう配置している。また、全体的な経費は学生数に応じて各学科に按分しているが、予算配分については、これまでの実績と事業計画により配分している。 学生数による配分は行っていないが、経費のバランスに配慮している。

学内に対する経営情報の公開は、本学ホームページの公開情報の「財務情報」項目において各種決算書類、事業報告書と併せて「財務状況を全般的に説明する資料」、「経年推移の状況が分かる資料」、「財務比率等を活用して財務分析をしている資料」を周知しているほか、大学・短期大学部の1年間の活動をまとめた「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部 YEAR BO OK」にも財務情報を掲載・配付し、学園経営状況、危機意識の共有を図っている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人 の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議 決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業 報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定 機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、法人運営において建学の精神に基づく理念に則った法人運営、ならびに学長を兼務し、教学面の施策、教育研究の推進にリーダーシップを発揮している。

理事長は、短期大学部の学長を平成5 (1993) 年より務め、平成8 (1996) 年より理事長職にあることから、建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解している。また、理事長は、新潟県副知事、新潟県教育委員長等を歴任し、教育行政にも深い見識を有しており、高等学校や地域との連携の重要性を認識している。これらの経歴・経験に裏づけされた理事長の言動は学園の発展に大きな影響を与えている。

学校法人新潟青陵学園寄附行為第11条に理事長は、この法人を代表しその業務を総理すると理事長の職務を規定している。また、改正私立学校法の規定に基づき代表権を有するとともに、学校法人新潟青陵学園組織規程第6条においても、理事長は理事会の決定した方針に基づき、学園業務を総括し且つ学園を代表すると規定している。このように理事長は学園の運営全般に亘ってリーダーシップを発揮する立場にある。さらに理事長は短期大学長を兼ねているため、大学の業務運営は迅速に行われている。

理事長は、決算及び事業実績について、監事の監査を経て毎年度5月に開催する理事会において決議を得た後、評議員会に報告及び諮問を行っている。理事会及び評議員会の承認を得た決算及び事業の実績に係る書類(財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書)は、公共性を有する法人としての説明責任を果たすため、私立学校法に基づいて本学ホームページに掲載して情報公開に努めている。

理事会は、その会議において新潟青陵大学短期大学部の議論や報告等を通じて、理事の職務 執行状況及び学校法人の運営状況を監督している。

理事長は、学校法人新潟青陵学園寄附行為第 16 条 (理事会) の規定に基づいて理事会を開催 している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

内部質保証に係る自己点検・評価及び認証評価については、理事会に報告し、前年度自己点

検・評価報告書及び認証評価に係る事項について理事会で承認を得て公開している。

理事長は、日本私立短期大学協会等の役員として情報を収集し、理事会で報告している。また、「学校法人新潟青陵学園組織規程」第2条に基づき、理事長、大学学長・副学長、短期大学部学長・副学長、高等学校長及び学園に勤務する内部理事を構成員にしている学内理事会を毎週月曜に開催し、各校の近況報告及び理事長の諮問事項について意見交換を行っている。平成23年(2011)年度からは、学園内の情報共有化を推進するため、大学学部長及び短期大学部学科長等の学内評議員を加えた学内理事会を毎月第1月曜日に開催している。これらのことにより、大学と法人組織間で緊密に意思疎通を図り、理事会とその情報を共有している。外部理事は、その知識と経験において学外の情報を理事会にて収集・報告している。

理事会は学校法人の最高意思決定機関であることを念頭に、短期大学の運営に関する法的責任があることを認識し、法人運営に携わっており、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事会は、大学長・短期大学長及び高等学校長、評議員会において選出された理事及び学識経験者のうち理事会において選出された理事を以て組織している。理事定数は10人以上 14 人以内。理事の現在数は12人で、内部理事8人外部理事4人で構成している。理事の選任に当たっては学園関係者だけに偏ることなく、その期待する役割に応じて学外の有識者、企業経営者等幅広い人材によって構成されている。また、その選任は法規に則っており、不適格者もいない。令和元(2019)年度からは、外部理事について期待する役割を改めて明確化し、その知見を厳しい経営環境と社会の変化に対応するために活用する体制を整えた。

学校法人新潟青陵学園寄附行為第10条(役員の解任及び退任)は、学校教育法第9条に掲げる欠格事由の規程を準用している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授 会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
 - (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた 教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定してい

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切 に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は理事長が兼務しているが、もとより学長は、私立学校法並びに学校法人新潟青 陵学園寄附行為の規定により理事として法人の管理運営に直接かかかわる立場にある。また、「新潟青陵大学短期大学部組織規程」第2条第2項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と明記している。

このように学長は 法人の理事としての職務と、学校教育法第 58 条「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」に基づく学長の職務の両方を有している。まさに教学と経営の意思決定の重要な位置にある。

学長は、短期大学部の学長を平成5 (1993) 年より務め、平成17 (2005) 年度~平成19 (2007) 年度には併設の新潟青陵大学の学長も兼務するなど、大学管理・運営に関する豊富な経験を有し、大学運営に対する優れた識見をもって、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努めるとともに、大学学運営の最高責任者として優れたリーダーシップを発揮している。また、新潟県副知事、新潟県教育委員長等を歴任し、教育行政にも深い見識を有しており、現在日本私立短期大学協会理事及び日本私立大学協会理事を、平成30 (2018) 年度までは日本全国大学実務教会副会長を、令和元 (2019) 年度5月までは日本衣料管理協会監事を務めるなど、社会的活動を通して大学・短期大学の教育振興に努めている。

学長は「新潟青陵大学短期大学部学長選任規程」に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、「新潟青陵大学短期大学部学則」及び「新潟青陵大学短期大学部教授会規程」に基づき教授会を開催し、短期大学の教育研究に関わる事項についての審議機関として適切に教授会を運営している。

学長は、「新潟青陵大学短期大学部学則」第28条及び「新潟青陵大学短期大学部教授会規程」第7条に教授会が意見を述べる事項を定め、教授会に周知するとともに、教授会の意見を聴取したうえで学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について決定している。

また、学長は、「新潟青陵大学短期大学部学則」第42条おいて学生に対する懲戒(退学、停学 及び訓告の処分)の手続を定めている。

教授会は、8月を除く毎月第2木曜日に開催され、必要に応じて臨時教授会が開催されている。 教授会は、助教以上の教員で構成され、課長補佐以上の事務職員がオブザーバーとして参加し、 情報を共有している。教授会議事録は、事務局が適正に作成し保管している。

学習成果及び3つのポリシー(三つの方針)は、毎年学科会議・運営会議を経て教授会で確認 及び審議・決定され、全教員がその内容を認識している。

平成25 (2013) 年度より、学長を補佐するために、学内の諸課題に対応し、短期大学部運営の円滑化を図ることを目的に、学長の指示のもとに教学の重要事項を執行し、学内外における学長の職務を補佐、学長に事故あるときは、学長の職務を代理・代行する副学長を設置している。

「新潟青陵大学短期大学部運営会議に関する規程」に基づき、大学の運営管理に関する事項を審議するため運営会議を置き、基本方針並びに計画立案を行っている。運営会議は毎月第1木曜に開催され、教育課程及び大学運営等に係る基本方針並びに計画立案の他に教授会付議事項の審議を行うなど調整機関としての機能を果たしている。構成員は、学長、副学長、人間総合学科長、幼児教育学科長、教務委員長、学生委員長、入学試験委員長、事務部長に加え、その他必要な教職員としてキャリアセンター長が出席している。

教授会の下に、「新潟青陵大学短期大学部委員会規程」に基づき、大学の業務、教務及びその他の大学の運営に関して、必要な事項を調査、審議または処理するため、教務、学生、入学試験、自己点検・評価、FD、広報企画、学術研究の各委員会を設置している。委員会の委員長及び委員は教授会の議を経て学長が選任する規定となっている。

ハラスメント防止委員会、図書館委員会、キャリア委員会、健康管理委員会、情報化推進委員会、ボランティアセンター運営委員会、社会連携センター運営委員会、福祉系実習支援室運営委員会は、業務組織に基づく委員会であると同時に、新潟青陵大学と新潟青陵大学短期大学部との附属機関である図書館、キャリアセンター、健康管理センター、コンピューターシステムセンター、ボランティアセンター、社会連携センター及び福祉系実習指導室の下部組織の委員会としても位置付けられ、規程に基づき適切に運営されている。

「テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書 を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事定数は学校法人新潟青陵学園寄附行為第5条で2人以上3人以内と定められ、現在、外部有識者2人を登用し、令和3 (2021) 年度1月から新たに常勤監事1人を置くこととした。文部科学省が開催する学校法人監事研修会に毎年参加し、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性向上への理解を図っている。

監事は、学校法人の業務と財産の状況について、理事会及び評議員会の議事録、総勘定元帳等の会計帳簿及び契約書等の証拠書類の確認と必要に応じた学校法人の各関係者と意見交換を行い、その状況について適宜監査している。

監事は、私立学校法第 37 条及び学校法人新潟青陵学園寄附行為第 15 条 (監事の職務) に基づき、毎回の理事会・評議員会に出席するとともに、意見報告を行っている。

本法人では、監査法人による外部監査を毎年度実施しており、監事は期末監査終了時に監査法人である公認会計士より会計監査内容の報告を受ける等、連携した体制を取っている。これらの監査結果を踏まえて、監事は当該会計年度終了後2か月以内に監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出しており、監事の業務は適切に行われている。

常勤監事には、学校法人内主要会議への出席(法人学内理事会、大学評議会、短期大学部教授会等)、定期的なヒアリング、法人教職員への日常的なヒアリング等を通じて法人及び法人が設置している大学等の運営の適切性についても点検・評価していく予定である。

諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員定数は学校法人新潟青陵学園寄附行為)第19条で28人以上 32人以内と定められ、29 人が在任している。

評議員会は、理事定数(10人以上14人以内)の2倍を超える数の評議員数をもって組織している。

29人の評議員は、本学の教職員9人(定数8~9人)、25歳以上の卒業生6人(定数6~7人)、在学生の保護者6人(定数6~7人)及び学識経験者8人(定数8~9人)となっている。評議員会は、寄附行為の規定により開催運営しており、議長は、会議のつど評議員のうちから評議員会において選出することとなっている。私立学校法第42条に規定されている事項については、学校法人新潟青陵学園寄附行為第21条(諮問事項)により理事長があらかじめ評議員の意見を聞き、その後理事会で議決している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

教育情報は、本学ホームページのトップページに「公開情報」のページに直接行くことのできるリンクを設置し、第三者が閲覧しやすいようにしている。また、公開情報ページにおいて、「教育情報(学校教育法施行規則第 172 条の2関係)に関わる情報の公開」と題し、本法令の各細目別(第1項1号関係~同項目9号関係及び第2項関係)に適切に情報公開を行っている。情報の起算日は毎年5月1日付けとし、毎年9月末日までに公開している。なお、その掲載資料は全て根拠資料として印刷し、適切に保管している。

また、積極的な情報公開の観点から、本学及び併設の新潟青陵大学の情報を定期的に直接学内教職員、在学生とその保護者、受験生、実習施設等に届けるため、広報誌「新潟青陵ニュース」を年複数回発行していることに加え、1年間の教育研究活動及び財務状況を分かりやすくまとめた「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部 YEAR BOOK」を毎年制作し、上記新潟青陵ニュース配布先に加えて、高等学校教員及び採用企業にも配布している。

財務情報は、①前年度の収支計算書、②前年度末の賃借対照表、③前年度末の財産目録、④前年度の事業報告書、⑤前年度の決算に対する監事の監査報告書毎年5月末日までにホームページ上にて公開し、その掲載資料は全て印刷し、適切に保管している。